
平成20年 第2回(定例)由布市議会会議録(第2日)

平成20年6月9日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成20年6月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(25名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 淵野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 久保 博義君	19番 小野二三人君
20番 吉村 幸治君	21番 工藤 安雄君
22番 生野 征平君	23番 山村 博司君
24番 後藤 憲次君	25番 丹生 文雄君
26番 三重野精二君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君

書記 衛藤 哲雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	秋吉 洋一君
教育長	二宮 政人君	総務部長	大久保眞一君
総務課長	工藤 浩二君	防災安全課長	佐藤 和明君
総合政策課長	島津 義信君	行財政改革課長	相馬 尊重君
財政課長	長谷川澄男君	人権・同和对策課長	衛藤 秀人君
会計管理者	米野 啓治君	産業建設部長	荻 孝良君
契約管理課長	渡辺 定君	農政課長	河野 隆義君
建設課長	佐藤 省一君	都市・景観推進課長	若林 純一君
健康福祉事務所長	立川 照夫君	福祉対策課長	加藤 康男君
保険課長	佐藤 和利君	環境商工観光部長	吉野 宗男君
商工観光課長	服平 志朗君	挾間振興局長	後藤 巧君
庄内振興局長	川野 雄二君	湯布院振興局長	太田 光一君
教育次長	高田 英二君	教育総務課長	河野 真一君
学校教育課長	秋篠 義隆君	消防長職務代理者	浦田 政秀君
代表監査委員	宮崎 亮一君		

午前10時00分開議

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長初め執行部各位には、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は25人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号により行います。

市長より報告事項の申し出がありますので、これを許可します。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。大変残念なことなのですが、報告の件がございまして、一般質問の前に報告させていただきたいと思っております。

実は金曜日の午前中に、支払い業者からまだ入金がないというような連絡が担当課にありまして、それはもう済んでるはずだということで、会計課に問い合わせましたところ、それが支払われていないと。そして、会計課の当時の職員によって入金の改ざんが行われておりまして、それ

が6日の、はっきりわかったのは5時で、事情聴取でわかりました、金曜日の5時です。

それから、内部調査をしまして、すべてではありません。一部のみであります、大体の概要につきましては、これまで19年の1月25日からことしの3月31日まで、1年2カ月間の間にそういう横領を繰り返し、横領してはまた穴埋めをする、穴埋めのために横領するというような状況を繰り返してございまして、総額は約570万円ぐらいですかね。それから、そういう横領で、また横領して払ったということで、430万円近くは横領した金額で払ってございまして、実際の横領額は146万円ぐらいになってございまして、そういう横領を繰り返してございまして。非常に残念なことでありますが、今回、そういう事業者からの請求によりまして発覚いたしました。

けさほどその横領金額につきましても、本人持参して弁済が済んだところでありますけれども、この件につきましては、本人の人間的な倫理観、あるいは公務員としての倫理観、そしてまた反社会的な、自分がこの行為を行ったときにどのような社会影響を与えるのか、家族に影響を与えるのか、あるいは市の職員として、市にどういうイメージを与えるのか、打撃を与えるのかとか、そういうことは全く考えていない、そういう社会観の欠落によるものと、もう一つは、こういう状況が発生するのに防止できなかった。そしてまた、発見できなかったという、こういう体制の不備によるものであるというふうに思います。

そういうことから、この事件を契機にして、職員の再度公務員としての自覚を高めるとともに、公務員倫理についての研修等々行って、本当に市民の皆さんから信頼できるような公務員にしていきたいと思っておりますし、今回、市民の皆さんの信頼を失うことになってしまいますけれども、この信頼回復に向けて、全身全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、現状、まだもう少し詳しくはわかっておりませんが、今のわかった時点での状況を議員の皆さん方に御報告を申し上げ、また市民の皆さん方にもお詫びを申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 以上で市長の報告を終わります。

一般質問

○議長（三重野精二君） これより、日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、19番、小野二人君の質問を許します。

○議員（19番 小野二人君） 皆さん、おはようございます。19番、小野二人でございます。通告に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。

青葉の色合いがめっきり深くなりました。1年が過ぎるのもあっという間でございます。合併してから2年8カ月が経過をいたしました。

不肖私も、同僚議員各位と同様、一日一刻を大切にしながら、由布市議会議員としての地位を認識し、職務職責を全ういたしております。

こうした中で、この4月には団塊世代の方々が多く退職され、これに伴い大きな異動がなされました。そして、時既に2カ月がたち、個々の職員におかれましては、それぞれがそのポストで全力を挙げ、公共の利益のため職務を行い、かつ職務に専念されております。

特に新任部課長におかれましては、健康管理を十分行い、1日も仕事になれて、日常の業務にこれまた専念し、住民サービスに徹していただきたいと、そういうふうに思っております。

そこで、過去、平成17年12月議会だったと思いますが、私は、職員の資質の向上ということで、分権時代における期待される由布市職員と市長のリーダーシップについて質問したことがございます。

部課長には、当然ながら自治行政のプロとして複雑多様化、高度化する住民ニーズに対し、的確な判断、いわゆる自己決定、自己責任でもって、分権時代に対応できる由布市職員が求められていることは、申すまでもないことでございます。と同時に、市長にも長と議会との関係もさることながら、日常的な事務を管理執行する権限を有しております。

とりわけ職員に対しては、勤務能率の発揮及び増進のため、研修をしなければならないとされております。これは職員個々というか、一人一人の能力の開発というか、公務能率の向上を維持する上で、なおざりに付すことのできない重要なことであります。これは以前にも申した経緯がございます。

なかんずく、このことは市長初め部課長各位には、みずからを含め、部下職員に対し、身近に惹起する諸問題、諸課題を予測しながら、現在の著しく複雑専門化した地方行政に対応できるすぐれた知識、技能、見識を持ってもらうことが期待されております。そして、職場は常に明るく、その上で凛とした職場の形成に努めなければならないと、そういうふうに思っております。

このことについても、今、本市において行財政改革のさなかでもありますので、これの意識改革と人事管理両面についても、担当部長には高能率の職場にしたいという熱き強い思いを持っていると思います。そのことが、私は将来にわたって職場の活性化、地域間競争に打ち勝つまちづくりに必ずつながると思っております。このことも踏まえて、後ほど改めて新任担当部長には、職員研修に対する考え方をあえて伺いたいと思っております。

そういうことを前段にして、本題に移りたいと思っております。

まず最初に、由布高等学校存続についてということで、次の項目を市長にお伺いいたします。

このことにつきましては、県教委の高校改革推進計画に基づく後期高校再編整備計画の中で、

平成23年3月には由布高等学校の廃校が発表されました。このことを踏まえ、「人と文化を育むまちづくり」を目指す本市は無論のこと、議会としても何が何でも1市1校の必要性の訴えを決議し、その強い思いがかない、存続の可能性につながったことと思います。

このことは、去る5月1日の大分合同新聞の紙面で「由布高の存続検討」という見出しで大きく報道がなされ、また、さきの全員協議会においても、市長よりその経過報告がなされました。市民の一人としてまことに喜ばしい限りで、その存続決定が1日も早く実現する吉報が欲しいものです。廃止が存続という変更事由として、連携型中高一貫教育の導入によることが主な要因のようです。

そこで、市長が示している存続策4項目について、その方策を具体的に、かつ詳細に説明をしていただきたいと、そのように思います。

あわせて由布高校への通学する生徒のためにも、ぜひ道路整備をとということで、要望事項を示しますので、ぜひこれも前向きに検討することを加えていただきたいと、そういうふうに思っております。

まず1点目で、連携型中高一貫教育の実施についての形態はどういうようなものか。このことにつきましては、私のこの一般質問通告後に市教委からの説明等で大体のことがわかっておりますので、これにつきましては簡潔で結構でございます。

それから、高校教員と中学校教員の任命権者と任命行為というのはどういうものなのか、発令は県教委か市教委か、そこら辺のところもお伺いをいたしたいと思います。

次に、中・高相互乗り入れ授業や加配措置教員等の応分の負担についてとは、どういうことを指すのか。次に、由布高校へのコミュニティバス（スクールバス）の運行について、次に奨学資金の充実について、その制度の内容を知らせていただきたいと思います。

次に、2点を教育長にお伺いをいたしたいと思います。

先ほどちょっと触れましたけども、市道粕掛線にかかる粕掛橋の復旧についてでございますが、これはちょっと教育長に酷かなと思いますけども、かつてこの橋梁は、庄内町の大龍と挾間町谷地域を結ぶ基幹道路として架設され、地域の骨格を形成する道路として、由布高校への通学する道路としても重要路線でありました。

しかし、この橋も昭和26年6月に架設された橋のようで、かなり風化し危険な状態であるようです。こうしたことにより、現在、人と二輪車以外は通行どめとなっております。野津原、そして谷地域等から通学する生徒は無論のこと、地域住民の利便性からも十分考慮され、かつて旧町時は2級町道であったと、そういうふうに認識しております。基幹道路としての認識の上に立って、早急な復旧を実情御賢察の上、強く望みたいと思いますが、市長には道路整備でこの路線につきましてはの橋梁整備、正式に要望いたしますけども、とりあえず通学用道路としての観点か

ら、教育長にもこのことに対する考え方を伺っておきたいと、そういうふうに思っておるわけでございます。

次に、存続の基準となる4学級を確実に維持できるかということでございますが、確かに中高一貫教育で22年度からの由布高等学校への進学率が高まれば、数字の上から見れば現在の小学校6年生から1年生まで、市内の児童生徒は各学年300人を超しておりますので、困難とは思えませんが、なかなか思惑どおりいかないことも危惧されます。その辺はどう教育長としてとらえているのか伺います。

いずれにしても、教育環境もよし、すばらしい高校ですので、もっともって県下に誇れる連携型中高一貫教育校としての県立由布高校を目指したいと、そういうふうに思っておるところでございます。

次に、総務部長にお伺いをいたします。御承知のとおり、本市において18年度から22年度にかけて行財政改革の処方せん、すなわち実施計画が示されておりますが、その推進体制において市長のリーダーシップ、管理職、そして職員の意識改革、議会のまた果たす役割は重要であろうかと思えます。これがうまく整い、かみ合わなければ、また市長の確固たる信念と不退転の決意がなければ目標は達成することはできません。

ただ行革は、歳出カット自体が目的ではなく、手段であろうかと思っております。そこから浮いた財源によって、住民や地域に必要なサービス、事業を進めていく、これが行革の真の目的であり、また目標であろうと思っておりますし、行革は22年度が終わりではなく、絶えず今日のように厳しい財政環境になってくると、知恵とアイデアだけでは、これからの地域間競争はそれだけでは勝てないと、そういうふうに思っております。常に行政改革が先行しなければならないと思っております。

こうした中で、本市の行革推進状況は一定の成果が上がっていると思慮されます。ただその成果は、22年度までを目途とする中期の計画が終えてみなければ、またその時期が来なければ評価はできませんが、いずれにしても、行革実践報告なるものが示されるものと思っておりますので、それを期待しております。無論行革にも議会も頑張っておりますし、いずれにしても、これは人事、財政、部課長が先頭に立って、他の管理職及び職員の意識改革が必要であります。

そこで、冒頭申し上げました職員研修が大切になってくるわけですので、行財政改革3年目を迎え、人事財政担当課長を代表して、次の2点を冒頭申し上げました総務部長にお伺いするわけでございます。

まず1点目として、行財政改革に当たり、管理職並びに職員の意識改革をどのように持たせるか、新任担当部長としての意気込み、姿勢を披瀝をしていただきたいと思えます。

次に、さきに述べました職員研修についてですが、このことはこれまで質問したことがあり、

公務能率の向上に連動するかと思いますけども、御承知のように、人事管理の究極の目的は、職員の有するすぐれた潜在能力を充分発揮させ、地方公共団体の事務事業の処理能力が最高度に維持されるようにすることであるかと思います。そのためには、有能な職員の採用、適材適所の配置、服務規律の維持等々が必要であります。

そして大事なことは、研修を重ねる中で、職員一人一人が公務員としての自覚を持ち、やる気を喚起することであろうかと思います。そうした中で、資質の開発のため、全く基礎的で初歩での接遇から始まる職員のモラル等々の職員研修が大切であります。一人一人行財政改革の中で懸命に頑張っておられる職員に敬意を表している一人でもありますが、今申しましたように、やる気を喚起し明るい職場にするためには、どのようにしているか、またどうあるべきか、単純なことでありますけども、その思いを披瀝していただきたいと思っております。

横道にそれますが、「父の恩は山よりも高く、母の恩は海よりも深く」という言葉がございます。上司、部下というただ単なる関係でなく、これからも常に厳しい中にも互いに思いやりのある職場環境を構築していただきたい、そういう思いからの設問でございます。

次に、教育次長にお伺いをいたします。学校給食調理で生じる生ごみ等々食品廃棄物の処理（リサイクル）をどう考えているかお伺いをいたします。

いよいよ給食センターが、全体計画では継続事業として11億8,700万円強の本市にとっては大型公共工事が本年度から建設工事に着手し、21年度8月末ごろまでに完成させ、9月1日から安心・安全な給食を配食することになっておるようでございます。

そこで、設問の学校給食調理で生じる生ごみ等食品廃棄物の処理をどのように考えているのか。これの内容は、自然環境とより調和した有機農業を推進する上からも、堆肥化する処理施設を設置する考えはないかということでございます。

本年3月定例会における予算審議の中で、ほんのさわり程度で触れた経緯はございますけども、今、従来の慣行栽培から有機農業をやりたいという新規就農者が徐々にではありますが、ふえております。

由布市においても、現在、会員が50名近くおられます。これは確かに安心安全な農産物に対する消費者の意識が高まっているあかしでもございます。自然環境とより調和した有機農産物は、化学肥料、化学合成農薬等を使用しない栽培方法によって、3年以上経過し、堆肥により土づくりをした耕地で収穫されたものは、有機農産物として認められるものでございます。

そこで、こうした有機農業に取り組んでいる、またやろうとする就農者に還元する意味でも、こうした食品廃棄物処理施設を研究検討し、処理したらいかがなものか伺います。

市長も施政方針の中で、生産者の顔が見える農業の確立が必要と、有機農業という文言は避けておりますものの、それらしき発言と受けとめられることを申しておりますので、本気で有機農

業に行政も力を注いでほしいと思っております。食の安心安全は、食のあり方を問い直す問題でございます。

次に、総合政策課長にお伺いをいたします。コミュニティバスの運行で臨機応変の措置をとということでございますが、高齢者等交通弱者と呼ばれる方々にとって、その移動手段としての導入は大変喜ばれている現状の中で、ただ一つ利用者が目的場所、特に医療機関に行く場合、すぐそばを通るのにバス停でないため通過する。年をとると年々歩行が困難で苦痛でならない。そのような場合、臨機応変の運行はできないものか、そのような声が寄せられております。そのようなことで、ルート変更とかダイヤ改正がなされない限りは、絶対こういうことができないものかどうか、その辺の見解を伺いたしたいと思います。

以上、由布高等学校存続関係、行財政改革関係、給食関連、コミュニティバス関係で質問しておりますけれども、答弁によっては再質問をさせていただきます。

なお、再質問は本席で行いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。それでは、19番、小野二三人議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の由布高校存続に関する御質問で、まず連携型中高一貫教育の形態についてお答えをいたします。

中高一貫教育の形態は、併設型と連携型の2種類ございまして、併設型は中学校と高校を同一敷地内に設け、また連携型は高校と一定地域内の中学校が連携して中高一貫教育を推進する方法でございます。いずれも中学、高校の6年間を継続した教育の中で、生徒一人一人が個性や能力を可能な限り伸ばし、その後の進路選択を行うことができる制度となっております。

実施に当たっては、中学校と高校が連携して中・高の一貫した教育課程を編成、乗り入れ授業の実施、また生徒間の交流活動も行います。このような取り組みで、より一層の学力向上や進路指導の充実を図ることができると考えております。連携する高校への入学につきましては、これまでの中高一貫教育の事例から、面接等の簡便な方法によって行うことになるかと聞いております。

次に、中高相互乗り入れ授業や加配措置教員等について、どのようなことを指すのかということでございますが、相互乗り入れ授業は、中学校の先生が高校に、高校の先生が中学校にそれぞれ週1ないし2回出向いて英語や数学の授業を行うものでございます。

中学生は、高校の先生から授業を受けることで学習意欲を高められ、高校で習う発展的な学習を意識して学習を進めることができるようになると思います。高校生は、中学校の先生から授業を受けることによりまして、学習のつまづきを発見し、基本的な学習内容の確認ができます。また、先生にとりましては、お互いの学校の様子を把握し、指導内容や指導方法を工夫することで、

教科の専門的な力量を一層高めることができると思っております。

次に、加配措置教員等の応分の負担についてお答えをいたします。中高一貫教育を実施しますと、相互乗り入れ授業のための教員を初め、特別進学コースを設置した場合に定められた授業以外の補習授業を受け持つ教師が必要となってきます。こうした特別に配置する教師の費用について、応分の負担を市がしようとするものでございます。

次に、由布高校へのコミュニティバスの運行についてでございますが、由布高校へのスクールバスの運行につきましては、現在運行をしております。コミュニティバスを市内の生徒を対象に、3町の主な地点から由布高校に乗り入れできるような措置を図りたいとも考えております。

次に、奨学金の充実についてお答えをいたします。現在、由布市には奨学金制度がございますので、この奨学金制度を由布高校に進学する生徒に対しまして有効に活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（二宮 政人君） 19番の小野二三人議員の御質問にお答えをいたします。

御質問1の5点目のこれまでの通学路としての市道粕掛線にかかる粕掛橋の復旧についてお答えをいたします。

粕掛橋は昭和26年に建設されておまして、たび重なる水害と昨年8月の台風5号による大きな被害を受けております。このため、歩行者、二輪車等の安全を確保するためのガードパイプによる補強を行っておりますが、平成20年1月の補修工事終了後、進行は危険とみなし、歩行者及び自動二輪車のみの通行とする制限を行っております。

粕掛橋の復旧につきましては、今後由布高校が存続になれば、谷地区等からの通学生が増加することが考えられますことから、安全・安心で便利な通学路としてぜひ必要であると考えておりますので、担当課に検討を要望してまいりたいと考えております。

次に、御質問2の由布高校が存続の基準となる4学級を確実に維持できるかという御質問にお答えをいたします。

議員が申されますように、挾間、庄内、湯布院の3中学校の卒業生は、毎年320名程度ございまして、今後もこの数を維持していくことが予想されており、存続の条件であります4学級160名は、数の上からは十分に確保できるものと考えております。

しかしながら、現在の状況を見ますと、卒業生の大半が大分市の高校へ進学しておりまして、その進学の流れを由布高校へと向けなければなりません。このため、現在由布高校と協議しながら、由布高校に中高一貫教育を導入して、普通科高校の特色を生かしながら、生徒の多様なニーズにこたえられる、魅力ある学校にしていくため、子どもたちの希望を取り入れ、国公立大学へ

の進学を目指す特別進学コースや地元企業への就職を目指す観光コース、情報コースなどの設置に向けて検討しておるところでございます。

今後とも、多くの由布市の子どもたちが夢と希望を持って由布高校へ進学し、存続の基準となる4学級が維持できるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） おはようございます。19番、小野二三人議員の行財政改革に当たり、管理職並びに職員の意識改革をどのように持たせるのか、また職員のやる気を喚起し、明るい職場にするためには、どのようにしているか、またどうあるべきかの御質問に一括してお答えいたします。

合併し2年と8カ月が過ぎました。私は、合併効果の最たるものは職員の資質の向上にあり、そのことが住民サービスにつながるものと考えておりました。議員御指摘のように地方分権が進み、専門性の高い事務が年々多くなっている現状にあります。これらの事務を処理し、住民の期待にこたえていくには、職員一人一人の資質の向上は欠かせません。同時に、職場の環境も明るく、その上で凛とした職場の体制が必要であると申されておりますが、まさにそのとおりで思っています。

しかし、現状は、まだまだそのような体制になっていないのが実情だと私は感じています。議員もそのように感じて、今回の質問になったのではと思っています。

由布市行財政改革の基本理念に、将来にわたり行政サービスを安定的に提供し、住民ニーズにこたえ得る市政を目指すとあり、このためには議員の御指摘のとおり、不退転の決意で臨まなくてはなりません。改革を実行あらしめるためには、市長の強いリーダーシップはもちろんのこと、議会そして職員が目的、目標を共有し、一体となって取り組むことが必要であると認識いたしております。

そこで職員、とりわけ管理職の意識改革をどのように持たせるのかでございますが、改革を実現するには、まず理念が必要であります。理念を実現するには、システムが必要であります。そして、これをやり抜くという情熱、決意がなければならないと思っています。やり抜く情熱を高めるには、自分の使命、仕事の目的、理由がきちんと納得できること、自分の仕事が内部や外部から評価されること、自分が参加しているという実感が持てること、研修に参加させることなどが必要であり、情熱がどのようなときに膨らみ、しぼむかを考えながら、やる気や情熱を高める環境づくりに努めてまいりたいと思っています。

しかし、これらのことは一朝一夕にできるものではなく、一つ一つ着実に実行していく決意であります。私は、本年度最初の部長会で庁内コンプライアンス、職場内のルールと自分で決めて

おりますが、これの徹底と職員研修に力を入れたいと申し上げ、全部長にその協力を求めたところであります。

議員の御質問に的を得た答弁となっておりますが、相次ぐ不祥事の後であり、お許しを願いたいと思います。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 教育次長の高田です。19番、小野二三人議員さんの学校給食調理で生じる生ごみ等の食品廃棄物の処理についてお答えいたします。

現在、給食センターの建設につきましては、設計業者も決まりまして、設計協議に入っている段階でございます。現況の給食センターの生ごみ処理につきましては、湯布院町では養豚業者、挾間町では養鶏業者等に回収しているのが中心でございます。このようなことを考えまして、生ごみの収集処理につきましては、養豚、養鶏業者による回収を中心として、一部を初期投資や維持管理の安いコンポストの設置を考えております。

なお、生ごみ処理機につきましては、1機が1,000万円を超えるような高額でございますので、大型コンポストによる肥料化を考えております。この機種につきましては、5年をめどに堆肥ができるような形で、建設検討委員会でも審議を賜っておりますが、この導入を考えておりますので、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。5点目のコミュニティバスの運行についてお答えをいたします。

コミュニティバスの運行に関しては、道路運送法に基づく国土交通大臣の許認可制となっております。運行事業者が申請する際、道路運送法に基づく由布市地域公共交通会議の決定を踏まえて手続を行っております。現在のコミュニティバスの運行形態は、定時定路線での乗降が原則の許認可を受けて4月から運行しております。路線の変更、バス停の増設、路線間距離の延長等についての御意見や御要望は、これから利用者の方々へアンケート調査を行いますので、その中でお出しただければありがたいと思います。

御質問のフリー乗降につきましては、由布市交通計画でも山間部について導入することを検討いたしておりますので、地域公共交通会議を経た上でダイヤ改正に反映をさせてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 小野二三人君。

○議員（19番 小野二三人君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。再質問は

ばらばらになろうかと思えますけども、お許しをいただきたいと思えます。

まず、由布高校の存続の関係でございまして、市長から御答弁をいただく中で、大体理解をいたしたつもりでございまして、1点、併設型でない連携型ということになると、先生の相互乗り入れというふうになるようでございまして、そうしたときに身分関係です。高校の先生と中学の先生、これ任命権者がそれぞれ県教委か、それとも市教委の教育長権限に属するものか、そこら辺をお尋ねしたいと思えます。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 高校の教諭につきましては、任命権者は県教委でありますし、小中学校は市教委であります。そのとおりでそのまま相互乗り入れという形だと思います。教育長、その辺わかったら答弁願います。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（二宮 政人君） 御質問にお答えをいたします。

義務教育と高校教育でございまして、義務教育は任命権者が県教委でありまして、服務権限は市町村にあります。身分的には市町村の職員になっております。県立につきましては、すべて県教委でございまして、今回の乗り入れによる授業の加配等の配置につきましては、県が負担する場合は県教委、市が負担する場合は市教委が任命権者になります。

以上でございまして。

○議長（三重野精二君） 小野二三人君。

○議員（19番 小野二三人君） 19番、小野です。大体わかりました。私は、これなぜ聞いたかということは、任命権者と任命行為というのは違うようにあるものですから、その形態を確認をしたかったということでございまして、わかりました。

次に、職員研修についてでございまして、総務部長にお伺いをいたしますけども、総務部長の部長なりの強い思いを披瀝をさせていただきました。御案内のように、行政は人であり、まちづくりは人づくりということでございまして、地域間競争に打ち勝っていくためには、これから職員のやる気、それからそういったものためには、職員の資質の向上、これは大事でございまして、そういうことで、総務部長の方はやる気、それから情熱を持って職員研修には力を入れていきたいと、そういうふうにしてその思いを披瀝をさせていただきました。

ぜひともこの職員研修につきましては、私はこの質問の中でいたしておりますように、接遇から職員のモラル、これらも含めまして、ひとつ力を注いでいただきたいと、そういうふうにしております。ぜひひとつこれには十分力を注いでいただきたい、重ねてお願いを申し上げておきたいと思えます。

それから、コミュニティバスの関係で、総合政策課長から詳細にわたって答弁がなされました。

国交省の許認可の関係もございまして、ダイヤ改正がないときには、ちょっとやわらかな運用というか、そこら辺の運行の変更はできないというようなこととございますけれども、一般の利用者から言わせると、非常に高齢の方、年をとると非常にバスから乗りおりが非常に、それだけでも苦痛である。ましてや歩くことが非常に困難で、すぐそこまで来ておるのに、バス停まで行かないとおろしてくれない、乗れないというようなことです。特に利用者の方は帰りはいいんですけども、行きの場合、医療機関にかかっている方は、そこで本当おろしていただければ数百メートルも歩かんでいいのになと、そういうような声だんだんあるわけとございますので、今度ダイヤ改正をするときには、ひとつそこら辺も十分踏まえて御検討をしていただきたいと、そういうふうに思います。よろしく願いいたします。

教育長に再度お伺いをいたしたいと思います。さきに私どもが市教委からいただいた資料によりますと、高校入試が簡素化され、希望する生徒は由布高校に全員入学できるとしているようにございます。それでもって果たして由布高校から国立大学へというキャッチフレーズどおりに結びつくかどうか。また、私大も含めてでしょうけども、私自身一抹の不安を持っておるわけとございますが、その辺いかなものか、この辺もお伺いをいたしたいと思います。

なお、由布高校からもう一つですが、地元企業へ多様な進路を保障しますとしております。これは生徒、保護者にしれみれば非常に魅力的だと思います。その保障とはどこまで指すのか、市の責任でもって保障するのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。存続のための熱き思いだけではなく、実行、実現できる対応策を示していただきたいと、そういうふうに思っております。

なお、先月の29日のこれまた新聞報道によりますと、県教委の小野教育審議監から、今のところ地元の燃えるような気持ちは伝わってきてない、地域が高校を支える気持ちはないと難しいとして、現状では存続が厳しいとの認識を示したとしております。存続に対して地元の燃えるような気持ちは、どこまでを指すのか、この見解も教育長にひとつお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（二宮 政人君） 御質問にお答えをいたします。

1点目、2点目は、実現ができるのかということとございます。1点目の国立コースを設定して子どもが来るのかということだと思います。これにつきましては中高一貫教育というのは、入試がないというのが大きなメリットとございまして、6年間、3年間で入試をするというのではなくて、6年間にわたって自分の進路を考えていくと。その中で能力、あるいは適性等を十分見きわめていくというところは、非常によい点とございます。また、中高が一貫して教育を行うと、いわゆる小学校6年間と同じように、中高が6年間を見通した教育課程の中で連携をとりながら、教育を行っていくということとあります。

そういった非常にメリット面を生かしながら、大学進学や、あるいは地域への就職、あるいは公務員試験と多様な子どもたちのニーズに対応できるというところがあるわけでありまして、由布高校も子どもたちがどうして由布高校に来ないのかということで、いろいろ調査をしております。そういう中で大分市の高校に行かなくても、由布高校で十分自分たちの夢や能力が実現できるということであれば、近くに行きたいという希望が多いわけでありまして。その大きなのが国立コース、特進クラス的なもの、そしてまた公務員試験とか、あるいは地域への、地域の企業への就職と、こういうものが可能になれば行きたいということでございます。

そういった意味で、今検討しておる普通科の特色を生かしながら、いろんなコースを検討しておるわけでございますけれども、そのためには出口といたしますか、進学、就職が子どもたちに保障できる状況でなければ、子どもたちも希望をしないだろうということで、そういった面で6年後の出口保障に向けまして、具体的な今、策を検討しておるところでございます。そういった状況の中から、子どもたち、あるいは保護者の皆さん、地域の皆さんに十分理解をいただいて、多くの子どもたちが由布高校に進学するように取り組んでおるところであります。

それから、3点目の情熱が感じられないんじゃないかということでございます。これにつきましては、由布高校が存続するためには、地域の皆様方の理解と支援、そしてできるだけ多くの子どもたちを由布高校にやりましょうという市民意識といたしますか、が燃えてこなければ、県としては存続ができるのかなということで発言をされておるものと思っております。

こういった市民の熱意といたしますか、それに向けましては、今いろんなところで先日から説明会を開催しておりますし、今後そういった全市的な市民に対します説明会等を積み重ねまして、またいろいろな形で由布高校のPR、由布高校も先生方一体となって存続に向けて頑張っておりますので、そういう由布高校の熱意もそれぞれの地域、学校に伝えたいと思っておりますし、市民挙げて存続に向けて今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 小野二三人君。

○議員（19番 小野二三人君） ひとつこの由布高校存続に向けては、先ほど申し上げましたように、夢が実現にかかわるように、ひとつぜひ御努力をしていただきたい。また、私自身も議員の一人として力をこれに注いでいきたいと、そういうふうに思っております。

いずれにしても、教育長の答弁では、結論からいえば、実績づくりが大事であろうと思っております。そうすることによって、これから由布高校に4学級、5学級につながるような、そういった高校になるんじゃないかなと、そういうふうに思います。実績づくりのためにも、ぜひひとつ力を注いでいただきたいと、そういうふうに思います。

由布高校に関連することにつきましては、以上で終結をしたいと思っております。

教育次長にお伺いをします。食品廃棄物の処理施設の関係でございます。私は、有機の関係に取り組んでおる者の一人として発言もさせていただいたわけでございますけれども、次長の答弁では、今のところ大規模な生ごみ処理施設は考えてないと。コンポスト対策、対応策というようなことで考えておるようでございますけれども、何千万円もするような機械や処理施設はないようでございます。給食調理場のそばに簡易なもので、それでも何百万円かするらしいんですけども、そこら辺の私は確固たる資料は持っておりませんが、そういうような処理機械があるそうでございます。

有機農法に取り組んでおる方は、本当に化学肥料を使わない、そういった農薬を使わないというようなことで、安心安全な農産物づくりに取り組んでおるわけでございます。ぜひとも、これは全国的な今取り組みのようでございますので、前向きに、これで打ち切るのではなくて、私も継続してこの質問を関連づけて、また質問もする機会もあろうかと思っております。ひとつ教育現場の一人として、この処理施設も前向きにひとつ御検討を加えていただきたいと思います、そういうふうに思います。

以上で、私の質問をこれで終わらせていただきたいと思います。質問の過程で要望らしき項も加えましたけれども、お許しをいただきまして、これで質問終わります。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上で、19番、小野二三人君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をします。再開は11時5分とします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（三重野精二君） それでは、再開いたします。

ここで、代表監査委員の出席を求めています。

次に、8番、西郡均君の質問を許します。西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 日本共産党の西郡均です。ただいまから一般質問を行います。

冒頭、きょうの市長が報告しました職員による公金横領について若干質問させていただきたいと思っております。

まず1点目は、当事者が元会計課の主査職員34歳ということでありましてけれども、在職中の平成19年1月25日から平成20年3月31日まで……

○議長（三重野精二君） 西郡君、この問題、私、朝申し上げたように、一般質問では、あんた、これは出してない問題でありますんで。

○議員（8番 西郡 均君） 行政報告について気になることじゃから、冒頭でいいじゃない。

二人を除いてという言い方をしよったんじゃないの。

○議長（三重野精二君） これは皆さんも理解をしてもらっとと思います。次の質疑のときにその問題は、あすの正午まで質問を……

○議員（8番 西郡 均君） 時間、とめてる、今。

○議長（三重野精二君） そうしてください。

○議員（8番 西郡 均君） 質問だけ先にして、回答は質疑のときにお答えください。20年3月31日までというのは、職員の在職期間中のことなのか、それとも横領を働いた期間中のことなのか、それを明らかにしてほしいと思います。

2点目は、去年の1月から（発言する者あり）一般質問は（発言する者あり）当事者に任せてよ。何を後ろで妨害してるの。後ろをとめてよ。水道課が去年の1月から何もこの問題について……

○議長（三重野精二君） それがために皆さんと申し合わせをしたと思いますんで、それだけは守ってください。

○議員（8番 西郡 均君） ちょっと待って、一般質問の最中じゃないの。

○議長（三重野精二君） 最中に出してない問題を……

○議員（8番 西郡 均君） 行政報告で気になることで出してるんだから、別に問題ないじゃないの。（発言する者あり）けさ言ったって、きのう言ったって一緒じゃないの。

○議長（三重野精二君） そんなことはないです。それは締め切りのときに、この問題はあんたはまだ出しておりませんので、それは後にしてください。

○議員（8番 西郡 均君） 出せるわけじゃないの。きょうやったのに。

○議長（三重野精二君） だから、後にしてください。

○議員（8番 西郡 均君） 行政報告で気になることで出してるんだから、別に問題ないじゃない。妨害しないでよ。

去年の1月から……（「朝、全員協議会で皆さんと一緒に話して決めたことですから、守っていただきたいと思います」と呼ぶ者あり）決めた覚えありません。行政報告に対して質問通告を出してる二人を除くというふうに私は理解してます。（「質疑は午前中までということ決めたじゃないですか」と呼ぶ者あり）だから、議運できちっと話しゃいいのに、話さんからこういうことになるんよ。

○議長（三重野精二君） 議運で……

○議員（8番 西郡 均君） ちょっと待って、一般質問の最中でそんな妨害許されんよ、あんた、これ問題じゃないの。

○議長（三重野精二君） 問題じゃないです。皆さんとともに、これ話し合ったことを私は守って

おるだけです。

○議員（8番 西郡 均君） 私も話し合ったこと守ってるんよ。

○議長（三重野精二君） 守ってないです。

○議員（8番 西郡 均君） 行政報告で通告出してる人は別に構わんわけでしょ、二人は。

○議長（三重野精二君） だから、この問題については、あすの正午までに質問があれば出して、次の質疑のときに……

○議員（8番 西郡 均君） だから、質疑はまた質疑で出しますって。

○議長（三重野精二君） そのときに質問してください。

○議員（8番 西郡 均君） 冗談じゃない。一般質問ちゅうのは議案も含めて行政報告、あらゆる問題を一般質問ができるのが通常なんですよ。そんなあんた、一般質問を限定された問題に限るなどということは、ちょっと暴論ですわ。

○議長（三重野精二君） 休憩します。

午前11時13分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

ただいまの議会運営委員会の内容につきましては、議運の委員長より報告をいただきます。

○議会運営委員長（久保 博義君） 先ほど議会運営委員会を開催しました。その結果につきまして御報告をさせていただきたいと思えます。

朝の全員協議会でこの問題につきましては、市長の方から一応報告ございました。大変重要なことですから、質問内容につきましては、あすの12時まで質問事項出そうということに全員協議会で決定いたしております。ですから、今回につきましては、それは認められないということでございます。

以上です。

もう一点は、午後の開会ですか、午後の再開を記者会見の都合等々ありまして1時半からしたいと思えますので、これも了解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 再開いたします。

いわゆる議会の自殺行為だというふうに思います。答弁者がどういう答弁をするか、それは通告がないから答弁しませんとかいろいろ言うのは勝手です。しかし、質問者が言うことに対して、いろいろ制限を加えるなどということは、これまでかつてなかったし、これからやろうとしてい

ることは、言語道断のことだというふうに私は思います。そういう点でいえば、今回の議長の処置、あるいは議運での話し合いはどうだったのかということで、私自身も憂慮しております。

さて、憂慮している点でいえば、このまさに一、二年の間に一般の市民に対する支払い命令、要するに差し押さえ行為が物すごくふえてるんですね。市民感覚としては、さきの議会の中でも、国保に対する滞納整理の通知が何百件も行ってるということを報告しましたがけれども、国保だけじゃないんですね。固定資産や市民税、そういう中であって不祥事がこんなに続いているというのは、もってのほかなんです。これに対する市民がみんな目耳を注目してる時期に、それに対して議会がきちんと議論できないというようなことでは話にならない。ましてや報告した後に、それに対して一般質問の機会も与えないなんていうのは言語道断ですよ。

それでは、通告の中身から順次尋ねていきます。

まず最初に、招集者の開会あいさつの中で、四川省の大地震について、みずからのこととして災害対策の重要性を考えさせられるというふうにおっしゃいました。議会報告会でも市民からこの問題を尋ねられました。私たちは旧町時代に、1975年ですね、直野内山の直下型地震を経験しています。私は、その経験が生かされているとは思われません。当時、道路は寸断され、ホテルも一部つぶされましたし、市長はどんな対策を考えておられるのでしょうか。私は、みずから経験したそういう直下型地震当時の被害とその対策のすべてを明らかにして、今の課題を改めて認識してもらおうというやり方がふさわしいのではないかというふうに思います。

昨年3月にこういうのを発表しました。由布市地域防災計画と、この中に地震対策にかかるページだけでも58ページあります。しかし、これが市民の間で読まれてるかというのと、読まれてないんですね。どういうことかというのと、もちろんこんな大した想定をして議員と区長に配ったみたいですが、市民はごく簡単なパンフレットで、中身について全くわからないというような状況であります。

私は、もっと先ほど言った、そういうみずから体験したそういう地震、当時の被害とその対策、あるいは今後の課題等について簡単に見れるパンフレット等を工夫して、市民に配布すべきではないかと、あるいはそういう研修、あるいは訓練の機会を持つということが必要じゃないかというふうに思います。

幸い——幸いというか、不幸なことですけども、土砂崩れがたびたび起きて、湯布院でそういう訓練行ったりとか、あるいは我々消防団の中でも、自分の地域の危険箇所区域に気を配るなどということはありませんけども、地震に対しては非常に無警戒であります。その点をお答えいただきたいというふうに思います。

次に、行政報告の冒頭で市長は、職員10人に扶養手当を間違っ払ったことを謝罪いたしました。問題が発覚した昨年の10月から公表した、木曜日ですか、どんな調査をしたのか甚だ

疑問であります。見てみますと、報告書の中では、ことしの3月まで、ひどいのになると5月分まで扶養手当を支払っている人がいるからです。過去の分は、資料がわからない部分もあるということですが、具体的にわからなかった部分について、どこがどんなふうにわからなかったのか明らかにすべきと思います。

監査委員さん、出席しておられますけども、その件について市から連絡があったのか。また今回の不祥事について、緊急にあなたの方に連絡あったのかどうか、そのことを後で最初にお答えください。こういう問題は、監査委員にとっても自分自身が問われる問題だというふうに私は思います。それで、そういう指摘を、連絡受けて、具体的な指示等出したことがあるのかどうかもお答えいただきたいと思います。

なお、当局には精査すればもっとある可能性があるんじゃないかというふうに私は思うんですけども、その点、10人以外にはないのか、その点についてもお答えいただきたいと思います。

次に、挾間地域の公共下水道事業を中止し、国への返還金を少なくしてくれるよう交渉するというふうに言いました。しかし、これは議会の軽視ではないですか。といいますのも3月議会を思い出してください。市の方向性を示すので、建設水道常任委員会で議論してほしいと言っておりました。常任委員長はそれに対して、市長が全員協議会に説明し、議会の方で最終的な決定をすべきというふうに報告しております。全員協議会で重要な政策を決定するという考え方には、私は同意はできません。市長は、中止の決定をどのように行って、県の方にそういう報告をしたのか、その点について、重要なのは、全員協議会が中止を決定した要因になってるといえるのであれば重大な問題だというふうに私は考えます。

次に、諸般の報告の最初に、4月1日付の職員の人事異動を報告いたしました。報告で触れなかった新採用職員についてお尋ねします。一般的に市民の間で、当時の秋吉総務課長、人事担当課長でありますけども、その人の息子が採用されているのではないかというふうに言われております。人事担当課長が職員採用にどうかかわったのか、あるいはかかわりなかったのかわかりません。事実関係を正確にお知らせをしていただきたいと思います。

次に、今回の提案理由の説明を聞いて気になることというふうに書きましたけれども、提案理由じゃなくて出された議案の中身について非常に気になることがあります。それは過疎地域自立促進計画の変更議案について、議案そのものには問題ない。しかし、添付されている資料について、前回不備を指摘したにもかかわらず、それをそのまま繰り返して、また今回も出していると。どういうことを考えてるのか、私には全く理解できんですよ。

この参考資料については、当初からそうでした。庄内町の自立計画を由布市の自立計画に変更、出し直すに当たって、本体の方はいいけども、参考資料は計算の、縦横の計算もでたらめだし、中身も欠落してるのも随分あったです。そういうことを具体的に指摘しても、それを修正せずに

製本までして皆さんにお配りしました。そんなみっともない繰り返しを議案でもやるということに、私はちょっとどうかしてるんじゃないかというふうに考えてるんですよ。

それについて、具体的にいえば、昨年の6月に蛇口畑線というんですか、瀬口竹の中線、瀬口中尾宗寿寺線の道路改良を追加いたしました。したがって、6月時点で参考資料には事業費は既に追加されております。ところが、ことし3月出されたその各路線については、事業費が改正前には載ってないんですね。そういういいかげんな書類を出すなど言ったにもかかわらず、今回出されてる参考資料、また改正前にその事業費の記載がないんですよ。

次に、例月出納検査結果で気になることについてお尋ねいたします。これまで例月出納検査で指摘した事項について、きちんと事後報告するように言ってきましたが、全く記載がありません。前回の3月定例会のときもそのことを言いましたけども、口先でつっぺりこっぺり言うだけで、まともな返答はなかったんです。きちんと書くのかどうか、そのことだけを今回お答えいただきたいと思います。

例えば会計管理者については、支出命令書のわかりやすい整理を、保管方法の改善を求めていたというふうになってますけども、全く事後報告ありません。また、委託料の支出命令書には、単価と積算根拠のわかる資料を添付することということを求めてるけども、それも事後報告がない。食糧費の支出命令書に出席名簿や人数がわかる明細を添付するように指導したというけども、事後報告がない。工事請負費の支出命令書に完成写真を添付する方向で検討をお願いしたというが、それも事後報告がない。歳計外現金が総合口座に入って、歳計外現金の未処理を早急に処理するよう指導したというけども、それも事後報告がない。

どういうことが起こってるかというのと、あなたは報告するだけで具体的な点検がないから、例えば先の議会で明らかにしたように、財産管理台帳をつくるという、作成中だというのが2年間もされてなかったということ、全く途中で全然チェックもしなかったんですよ。だから、少なくとも自分が指摘したことは、事後報告をして、それがどうなったかということを経えずチェックするということが重要だというふうに思います。これまで指摘したことをどうなのかということ、改めて事後報告をするのかどうか、お答えいただきたいと思います。

あと企業管理者、あるいは会計課については、いろいろ指摘していることもありますけども、それは省きます。

次に、監査計画と監査諸報告の問題点についてお尋ねいたします。

本年度の監査計画、拝見いたしました。昨年、私が指摘した字句の訂正をやっています。しかし、内容は全く変わりません。つまり書く気はないということです。特に言いたいのは、行政監査のことです。相変わらず必要に応じて適宜監査すると書いております。しかし、こんな話がありますか。監査はあらかじめ通知するようになってます。あらかじめ通知すべき内容のことを、事

前に計画もなしにやるなんてことはあられん話です。あらかじめ通知しなくてした監査は、あなたは過去にありません、これまで。したがって、あらかじめ通知すべきような監査については、きちっと計画的にやってほしいと。今後計画的にやる意思があるのかどうか、改めてお答えいただきたいと思います。

最後に、定期検査結果の報告書を読みますと、監査結果に「事務の実施状況について聴取した」というふうにありますけども、これは3番目の監査の要領に、「各課より市の財政に関する事務の執行状況について聴取」と書いてることと全く同じです。その結果がどうなったのか、全く書いてない、商工観光課、挾間公民館、庄内公民館、湯布院公民館について、きちんと記載すべきではないかというふうに私は思います。

最後に記載している7の事務用品の購入については、「由布市一般事務用品契約単価一覧に基づいて行うよう求めた」とあるが、だれにどのように求めたのか、その結果はどうだったのか。既に3月26日に指摘していることです。今は6月6日です、あなたが報告したのはね。そのときに事後報告も含めて、事後確認したことも含めて報告すべきではなかったのじゃないですか。あなたはそういう確認作業というのは、ずっとなされてないんじゃないですか。

以上の点、お答えいただきたいと思います。

次に、同和行政についてお尋ねいたします。実は3月24日のはさま未来館大ホールであった同和研修会に出席をいたしました。聞いて驚いたんですが、昨年この部落解放同盟の清田委員長呼んで研修会やったそうです。合併直前の挾間町で2003年、2004年に2年続けて当時の書記長だった清田氏を講師に講演したことについては、この場でもたびたび触れました。それはいかにめちゃくちゃな研修内容であるかということも述べました。そして、そういうことをしないようにという要望も市長にはしてまいりました。

ところが、それを無視するどころか、堂々と2回も続けてやったというんですから、私も驚き果てます。内容は全く挾間のときと同じです。いまだに差別部落がある、部落民がいるという、そういう前提にした話であります。そんなあるわけないじゃないですか。ないということを教育では教えてるし、間違いだったというふうに教えてるんですよ。不幸にも制度的には、戸籍の関係で戦前まで続いたり、あるいは同対法ができるまでの間は、かなり社会的にそういうふうな差別現象あったというのは事実です。

しかし、それは同対法、特別法が失効した5年前に、既にすべてが完了したということで、法律が終わってるんです。だから、そういうことがある、あるいは部落民がいるなどということを前提にした施策というのは、一切行っちゃならんことなんですよ。にもかかわらず、それを主張する、大分県でいや部落解放同盟、由布市でいえば全日本同和会を交渉相手、対象相手にしてるような今のやり方というのは、とんでもないことですよ。

大分は解放同盟が、あるいは同和会も暴力団絡みでみなつかまって、新たに清田氏、それまで大野郡は入ってなかった、大野町は入ってなかったんですけども、福岡の今の委員長、組坂や高田等から要請されて大分の責任者になったわけです。基本的に考え方は、従前はそういう立場に立たないということだったんですけども、残念ながら解放同盟の一翼を今担っています。

しかし、話せばわかる人物ですから、きちっと由布市ではそういう対応しませんよということは、それで済むわけですよ。聞いてみたら、いや、由布市におけるのはにせものじゃということ、最後に帰るとき言ってましたけども、そんなことが平気で言われるような、そんな状況なんちゅうのは、ちょっと考えられんことですよ。

ここに昨年竹田市であったヒューマンライツフォーラム2007という、人権研究集会の資料をコピーしたのがあります。第2分科会、A分散会、B分散会、特にひどいんですけども、子どもたちに立場宣言をさせるということが載っております。私は部落民ですということを宣言させるという行為を、公の教員が行うということなんですね、これは。分科会の発表してるのは、高校の先生や中学校の先生ですか、そういう人がやってるわけですから、そういう点でいえば、間違っただけをいまだにひこずって歩いてるなんちゅうのは、言語道断ですよ。

特に同和対策課を私、たびたび訪ねます。ほとんど何もしてないです。前、2人いたんで、一人はたばこすばすば吸ってましたけど、どうなんだと、あんたたちは恥ずかしくないかと、ここにじっと座って。恥ずかしいかどうかかわからんです。一人は異動して、一人は何かやめてしまったみたいなんですけどね。今、新たに一人、また入ってますけれども、たまたまこの議案の疑問点があつてのぞいたら、やってる仕事は何かあったら、解放同盟の新聞と雑誌を仕分けしてるんですよ。今度出されてる議案は、臨時職員を入れたいということ出してるんですよ。何もすることない、何で臨時職員まで入れてやるんですか。総務課の人権担当だけかつくって、その人に兼任させれば済む仕事を、わざわざ課をつくって課長を置いて、そして職員までさらにつけ加えるなんちゅう、そういう感覚、私には全くわかりません。お答えをいただきたいというふうに思います。

5月27日の合同新聞朝刊に、大分市民オンブズマンによる大分県内の情報公開ランキングが発表されております。回答書には、議会の議事録をインターネットで閲覧できるかの項目では、由布市の回答は閲覧できないという回答でした、らしいです。

実際には、インターネットを引いて、議事録を引いたら出てきたんで、それは配点をしたそうです。だから、それで辛うじて80点、要するに合格ラインになったわけですね。合格ラインになったとはいえ、竹田市を見てください。極端に悪かったところが満点なんですよ。行政でどのくらい、どういう努力をするかというのは、そこにかかっていると思うんですよ。

余りいい話じゃないんですけども、前、ここの挾間町というところは、町民に限るというふう

にしとったですよ、公開を、何人もというのを入れんでね。町民から税金もらってるんだから、町民だけでいいじゃないかと、当時の町長威張ってました。そういうものかなと思ってたら、今度姫島がそれで失格になったんですね。だから、我を張るちゅうのもいいかげんにせにゃ悪いちゅうことはよくわかったんですけども、由布市は配点で何が認められてないかという、各種催しや香典、これに交際費をばらまきしてるという指摘なんですね、佐伯市と同じように。これで零点なんです。中身を見てみたら、公開してないちゅうんですよ。公開されてるはずだがなというふうに思ったんですけども、多分相手先か何かが公開してないのかなと思いますけども、その零点に下がってる、以前は満点だったんです、5点、みなくてたんですね。零点になった要因というのがわかってるんなら教えていただきたい。交際費がですね。

いま一つは、大分県や他の市町村がファクスでの請求を認める情報公開になっているんだけど、これもほとんどの市町村がファクスで認めてるにもかかわらず、由布市はかたくなに拒否をして零点ということだそうです。この二つの点について、考え方を变えて、そういう高いレベルを目指す、情報公開を目指すのか、それともかたくなに拒否をしていくのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

答弁はまた、よって再質問、この場で行います。お願いします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 8番、西郡議員さんの御質問にお答えをいたします。

1点目の市長のあいさつと行政報告を聞いて気になることにつきまして、まず、地震対策に関しましては、昭和50年4月21日に発生しました大分県中部地震では、庄内町と湯布院町で甚大な被害を受けました。その後、日本はもとより海外でも大規模な地震が発生しておりまして、先日の中国の四川地震は記憶に新しいところでございます。

このほど県が実施しました大分県地震被害想定調査では、由布市には地震を引き起こすとされる断層帯の存在が指摘されまして、人ごとではないと考えております。

大分県では、大分県地域防災計画や策定予定の大分県地震減災アクションプランなどにより対策を進めており、由布市におきましても、平成19年3月に策定しました由布市防災計画に震災時の対応を定めているところであります。

市では、小中学校などの公共施設の耐震工事を進める一方、日ごろから地震に対する心構えが、人命にかかわる被害を最小限にとどめることとなりますので、市民の啓発を、今議員言われたようなパンフレット等を使って図ってまいりたいと考えております。

次に、扶養手当に関する御質問でございますが、平成19年10月、市町村共済組合被扶養者の検認抽出調査が行われまして、調査表作成の折、調査表の中にすべての年金受給額を記載する欄がございます。扶養手当受給要件を超えた遺族年金があることが判明をいたしました。

その後、すべての職員の扶養親族届を調査し、6名の職員に過誤払いがあることが確認されました。そのことを本人に知らせるとともに、直ちに扶養親族届の取り消しの提出がありまして、過誤払い分について、返還を求める旨を伝えたところでございます。

この時点での調査は、遺族年金等の支払い証明書等、年金受給額が確認できる者のみを調査しておりまして、調査不足であったことは否めないと思っております。

引き続き、返還を求めることができる期間はいつまで可能であるのか、時効の成立はいつになるのか等について、調査研究を行ってまいったところでございます。

さらに、本年5月になりまして、扶養手当受給者全員に対し、扶養親族現況調査を実施しまして、遺族年金や障害者年金受給者の証明できる書類の提出を求めたところ、新たに3名の該当者が判明をいたしたところであります。あわせて、退職者についても扶養親族届をもとに調査を行ったところ、1名が判明したところであります。

最終的に調査が終了し、10名の職員に対して扶養手当の過誤払いが判明いたしまして、報告書を作成しましたが、5月末となり、結果的に5月分まで扶養手当を支給したという結果となった次第であります。

お尋ねの具体的にわからなかった部分についてのことでございますけれども、これまでの調査の結果、扶養親族届に添付されている年金通知書、年金証書の写し等の受給額を証明するものが、存在する年度や存在しない年度がございます。

しかし、支給に関する記録である扶養手当認定簿に基づいて算定をいたしているところであります。

すべての資料、具体的に申しますと、年金証書の写しや年金振り込み通知書、恩給証書の写し等が添付されているわけではなくて、これらの資料がないものにつきましては、扶養手当の支給開始月や年金額が把握できる資料に基づき、あるいは本人からの聞き取りにより年金等受給年月を確認して、算定をしたところでございます。

いずれにいたしましても、時間をかけ慎重に精査した結果でございますので、この10人以外にいないと思うところであります。

次に、挾間地域の下水道についてでございますが、現在の挾間地域の公共下水道事業計画は、全体計画を454ヘクタール、計画処理人口を1万820名とするものでございます。

そのうち、48ヘクタール、処理人口1,670人の区域について認可を受け、平成8年から着手し、処理場用地を購入、同尻地区に管路を一部敷設したものでございます。その後、そのまま休止をしているところでございます。

認可を受け着手した区域は、主として挾間地域の市街地の北部に位置する団地を処理計画区域とし、処理施設を南部の同尻地区に定めております。

全体計画では、北部の団地から始め、その後市街地全体に広げていく計画となっております。

事業費は、平成8年当時の試算で、全体で122億円、認可区域だけでも52億円余りとなっております。

当時といたしましては、将来的な人口増加や財政状況から、実施可能であると判断された計画であると思えますけれども、その後の財政状況の変化や小型合併処理浄化槽の普及などにより、全体計画の実現は困難であるとの判断に至りました。

認可を受け一部事業着手している区域につきましては、国や県の補助も受けていることから、計画どおり実施するべきとの考えもございます。

しかし、全体計画が先行的に団地への接続を行い、その後、市街地全体に広げる計画となっております。認可区域だけで事業をやめては、非常に投資効果が悪い事業となることとなります。

一たん、事業に着手すれば、途中でやめることは困難になるとの判断から、これまで、議会常任委員会や全員協議会でも中止の方向であるとお伝えしてまいりましたが、今回、県から改めて事業継続の意思を問われましたので、「中止の方向で考えている」と回答したところであります。

公共下水道事業区域の縮小や代替案としての合併処理浄化槽の普及促進などの方策の検討を早急に実施しまして、財政見通しや費用対効果との観点から判断を仰ぎ、早急に実施をしてまいりたいと考えております。

次に、平成19年度職員採用にかかる人事担当課長のかかわりについてでございますが、担当課長の子どもが受験するというので、当該採用試験においては一切かかわってはおりません。

2点目の市長の提案理由の説明を聞いて気になることについてお答えをします。

今回、提案しております議案第50号の由布市過疎地域自立促進計画の変更についての参考資料ではありますが、一部不備が指摘されましたところであります。議会において約束したことにつきましては、今後、確実に履行するよう、職員に指導を徹底してまいりたいと考えております。

5点目の由布市の同和行政は廃止すべきとの御質問ですが、由布市では、合併と同時に、「由布市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」を制定しまして、行政・地域・学校・社会教育団体・人権擁護団体など、まさに市民一体となって「命の循環を大切にする市民会議」を発足、差別のない由布市づくりに努めているところでございます。

平成18年度には、由布市人権施策の羅針盤ともいえる「由布市人権教育・基本計画」を「市民一人一人がお互いに人権を尊重し合い、ともに生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指して」と掲げて策定をいたしましたところであります。平成19年度には、その具体的施策を網羅した実施計画を策定し、細部にわたる取り組みを行っております。

今後におきましては、各所属部署に対して人権教育の啓発に関する実施状況の把握を求め、その結果を次年度の人権施策に的確に反映させるなど、基本計画の確実な推進を図っていかねばな

らないと考えております。

また、この計画は、社会情勢の変化及び進捗状況に応じた見直しが求められるなど、進行の管理が重要であると認識をいたしております。

他方では、人権教育や人権啓発の推進及び人権侵害にかかわる相談・支援・擁護・予防・再犯防止などに取り組む大分保護監察所を初め、保護司、人権擁護委員、更生保護女性会など諸団体との緊密な相互協力は不可欠であるとのことから、課の存続は必要であると考えております。

6点目の市長交際費及び情報公開のファクス請求についての御質問でございますが、市長交際費の公開につきましては、市政の円滑な執行を図る上から、市長が代表して、外部の個人または団体との交際に要する経費として支出をしているところでございます。市長交際費の使途を明確にするため、平成19年4月に、市長交際費の支出基準を定めております。見舞金の支出につきましては、公にすることで個人の入院情報が開示されることになりまして、個人のプライバシーの保護の立場から非公開としているところであります。

また、おおいた市民オンブズマンの配点が昨年5点あったものが、ことしは零点になった要因としましては、弔慰金の支出先について前回は公開としておりましたが、今回は個人のプライバシーに配慮する必要があるとして非公開としたことによるものと思われまます。

次に、ファックスによる情報公開請求についてでございますが、現在の請求方法は、窓口及び郵送の方法となっております。いずれも、今後、他の自治体の状況も参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 代表監査委員。

○代表監査委員（宮崎 亮一君） それでは、8番の西郡議員さんにお答えいたします。

一般質問の3番目の例月出納検査結果報告で気になることということでございますが、指摘事項について事後報告書に記載するのかという御質問でございますが、次回にはそのようにしたいと思っております。

次に、4番目の監査計画と監査報告の問題点でございますが、平成20年度におきましても、由布市監査委員監査規定第4条に基づきまして監査計画を策定しております。御指摘の行政監査につきましては、監査計画書に詳細は記載をしておりますが、必要に応じて監査を実施してまいりたいと考えております。

次の定期監査についてでございますが、御指摘の商工観光課等の監査結果の表現については、今後、検討してまいりたいと思っております。また、由布市一般事務用品契約単価一覧の件につきましては、現在のところ回答をいただいております。次回の定期監査までに回答を求めたいと考えております。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 代表監査委員、突然来て、答えそびれたと思いますけども、扶養手当の件については、当局からその連絡あって具体的な指示はしたのか、それとも、連絡は全くなくて今日まで知らなかったのかについてお答えいただきたいと思います。

○代表監査委員（宮崎 亮一君） ここでよろしいですか。（「どこでもいいです。」と呼ぶ者あり）実は、6月6日の日に、その連絡がありまして、監査事務局に私、参りまして、その事情を聴取したところであります。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） まあ、議会も、発覚した去年の10月には知らせんで、6月6日に知らせると。あなたも6月6日ということで、どこにどういうふうにならなかろうかということが徹底してないんですね。

実は、監査の重要な問題なんです。いみじくも、監査はどうしていたんだという議会の説明会のときに発言が出ました、議員の中から。まあ、おろおろしたのか、「監査がそういうことをできるか」と言う人もいましたけども、当然、お金を出したり入れたりすることにかかわって、その事実関係がどうであるのかというのをきちっと把握するのは、あなたの仕事であります。そのために、毎月、例月をやっているわけです。

そのため、同じことをやるんじゃないかって、今月はどこに重点を置くか、来月はどこに重点を置くか、例月にもいろいろやり方があるというふうに思います。意味のないことを毎月やってたっても何にもならんわけですね。

不幸にも今度、横領というのが、また出ました。あなたときに、挟間でも横領が起きたんですね。監査には直接関係ないですね、土地開発公社ですから。しかし、当時のことを考えたら、上司が全くそのことについてわからなかったという状況なんですね。

今回も、そのことについて全くわからない。本人しか知り得ないという状況なんですね。改めて金融機関から支払い明細を求めたら、その中の相手口座が職員の個人口座になっていたということなんですよ。

まさしくあなたの問題なんです。これをどういうふうに改善しなきゃならんかといったら、やっぱりあなたの知恵で、きちっと、これはこういうふうにしなきゃならんんじゃないかということを経年、こういう仕事に携わってきた、あなただからこそできることだというふうに思います。その連絡も、まだ、いまだに受けてないんだらうというふうに思いますけども、そういう点で言えば、心して今後の監査をやってほしいと。

今度の土地開発公社について、決算と事業計画が議案で出されています。しかし、あなたは当

時の監事をやっつけた、土地開発公社の。しかし、監事の仕事は、民法58条——9条ですかね、に規定されていることを実施するとなっていますけども、全くやられてないんですよ。

監査委員であるあなた自身が監事をやっておりますながら、肝心の開発公社の監事の仕事をしなかつたということなんです。やっていたのは決算監査、その報告書のみです。こんなずさんなことですから、開発公社だけじゃなしに、由布市の全体の会計監査に関することについては、非常に私は危惧しているわけです。かなり厳しいことも言いました。

きょうの答弁は、少なくとも次回は何とか書きますとか、あるいは検討しますというふうに言っているんでいいですけども、これまでのあなたの答弁は、ずっと開き直りだったんですよ。あなたの開き直りが今回の事態を生んだんじゃないかというふうに、私はちょっと憂慮しとるわけですよ。お互いに心しましょう。

市長については2点のことをお伺いします。

ほとんどのことで、「今後改める」とか、あるいは「検討する」というふうに言われたんで、まあ、よしとしますけれども、問題は、公共下水道事業と同和行政廃止する問題、逆なんですね。公共下水道は廃止しなくて、同和行政は、もう廃止すべきなんです。

公共下水道というのは、市町村の固有のやっぱり仕事なんですよ。湯布院でも、たびたび下排水の問題が、議会でも予算として上がりますけどもね、公共下水道によってじゃなくて、ないと解決できないという問題なんです。

なぜかといいますと、戸別浄化槽は管理する人がきちっとしてないんです。もう市町村型ということで、市町村がその合併浄化槽を管理するという方向であれば、別に問題ありません。

しかし、そうはなっていないんですね、今は。浄化槽をつくる時は届け出して、それを許可するけれども、あとの管理については、ほんの数分の1しか適正な維持管理が行われてないというのが実態です。

この挟間のことを例に出してあれなんですけども、挟間小学校の浄化槽、あるいは鶴田の高級住宅、高い家賃を取っている住宅なんですけども、その合併浄化槽、いずれも、3年置きに大きくやり変えているんですよ、適正な維持管理ができないために。

そういうことを考えたら、行政がこの公共下水についてどういう対応をするべきかというのは、ちょっとの判断で、「ああやめた」、「ああやろう」なんちゅことじゃないんですよ。

挟間町が都市化する中で、医大までは大分市の公共下水道に入れてもらっています。しかし、こちら側も公共下水道にしようという決意は、都市計画を始めた昭和50年、1975年からずっと変わらないわけですよ。

そして、考えてもみてください。200億円のうち、初期にかかる50億円が一番大きいだけです。わずか10分の1の範囲ですよ。その後は200億円たつて、あと4倍でしょうが。そ

れから考えたら、その対象面積からいろいろ考えて、経費は安つくのが当然なんです、やればやるほど。

で、一番問題なのは何かあったら、防衛予算と一緒にです。そこにつくっている下水道事業団にかかる業者の不当な単価の値上げ、それらがすべて市民にしわ寄せされるというところにメスが入れば、これは立派に役立つし、市民の負担にもならない、そういう事業ですから、いま一度、今度の予算に計上されている調査費を、その出されている資料を参考にして最終決定をするという立場に立てんですか、そのことをお答えいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 市としては、資料を作成して、そして状況判断をしてきたわけでありまして、このまま続行して継続していくということについては、財政上から考えたときに、どうしても無理があるというふうに、私は判断をしております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） あなたの判断というのは、最初の第1期工事を完成した場合の資料しか、私たちも資料、いただいてないし、あなたたちも、それしかいただいてないと思うんですよ。

しかし今、調査しようとしているのは、このままやった場合、どうなるかということと、それらも含めて、調査費の予算を計上しているわけでしょう。今度の予算に計上している分が、やめるための予算ということになったら、一体何ですか、あの予算は、何百万円もかけて。そのことについては、議案になっていますから、議案の審議として、また十分やっていきたいというふうに思います。

次に、最後に同和行政なんですけれども、いろいろ言います。しかし、必要は全くありません。そして、やる人権啓発の内容も、解放同盟の意を今に、この世にいまだに部落がある、差別部落がある部落民がいること的前提にした人権啓発をやるということは、かえって差別なんですよ。差別の拡大再生産です。

多分、市長自身も、教員時代に同和推進教員やったから、いまだにそういう考えに立っているんだというふうに思いますけども、あなたたち、本当に、いまだに部落民がいる、差別部落があるということを前提にしているんですか、そのことだけお答えください。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど答弁いたしましたように、いろんな人権擁護委員や更生女性とか、いろんな団体がございます。そして、それぞれの団体も、人権の啓発等々について活動しております。そして、そういう連絡調整、そしてまた、課としての取り組みと、そういうものが十分これからやっていかねばならないと、そういうことを考えたときには、課は必ず必要であります。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 市長の答弁が人権啓発課なら、私も納得いきます。しかし、人権・同和対策課なんです。やっている中身が全然違うんです。やっている研修も、私もお伺いしたら、全く逆行をする内容でやっているんです。なぜ、そのことを謙虚に考えられないんですか。

教育長にお尋ねします。もともとこれ、県が悪いんですよ、諸悪の根源は。ありもしないものがあるようにいう解放同盟や同和会を相手にして今日までやってきたから、こういうことになっています。

あなたの地域も、私の地域も同和地域です、旧。なぜ、こういうあれのあったことが起きたかといったら、県が、運動団体がいるならそれを認めるということで、主張したんじゃないですか。

その上に、反省の上に立つならば、やっぱりそういう運動団体の言うとおりにするんじゃなくて、行政が主体性を持って、そのことが適切なのか、適切でないのかという判断をしてください。

あなたも、かつて同和推進教員をやったんだろうと、私は、うがって考えていますけども、いまだに差別部落がある、部落民がいるという前提に立っているんでしょうか、お答えください。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（二宮 政人君） 御質問にお答えをいたします。

人権教育につきましては、国の流れ、県の流れを踏まえまして、由布市が主体的な人権教育の推進に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 2人も、さすが教員上がりです。全く確信には触れず、ごまかす答弁するというので、そこが間違っているんです。国は、そういうことを一切言ってないんです。これをやっているのは県からです。むしろ、まあ国はそれを利用している面はありますけれども、基本的には、そういう扱いは教科書でもやってないし、国の方針の中にも一切ありません、どこを探しても。

大分県からすべて同和を優先しているんです。もう、同和の時代は5年前に終わったんですよ。市長も、教育長も、心を入れかえて、今から人権啓発課に専念するというならわかりますけども、今のような答弁をはぐらかして、ほて、このまま続けるなどということは許さない立場で、今後もやかましく言うつもりですから、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩します。再開は13時30分とします。

午後0時10分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、12番、藤柴厚才君の質問を許します。藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴厚才です。通告に基づきまして5点ほど質問をいたします。どうか前向きな御回答、もしくは御見解をよろしくお願い申し上げます。

まず、1点目は、企業誘致に向けての進捗状況はということでございます。

企業誘致における自主財源の確保及び若者の定住、人口増加、地域の活力など、相乗効果が大いに期待できることは言うまでもありません。

大分県では、本年度から企業立地推進課内に企業誘致を推進する企業誘致班と、工業団地の整備などに対応する立地基盤整備班の設置や職員を動員し、効率的なサービスを提供しているという記事が、先般の5月9日の大分合同新聞に記載をされておりました。

由布市においても、昨年3月議会において、企業立地促進条例が制定されましたのは、皆様方も御存じのとおりであります。また、その後の議会で、同僚議員が申しましたが、総合政策課を中心にプロジェクトチームを立ち上げ誘致推進に取り組むと、市長は明解に答えております。

そこで、これまでの企業立地に向けての進捗状況はどのようになっているのか、1点お伺いをしたいと思います。

次に、2点目でございますけれども、今年度行われました福祉大会での金婚、いわゆる結婚50年、ダイヤモンド婚、結婚60年の感謝状贈呈対象者の漏れが多々あったと聞いております。対象者にどのような方法で周知徹底を図ったのか、お伺いをしたいと思います。

小さな2点目ですが、独居老人に対する緊急通報システムの活用状況はどのようになっているのか。また、今後の運用をどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、小さな3点目ですけれども、障害者自立支援法が、平成18年4月に施行されましたが、市内には小松寮を初めとする各施設があり、また、利用者が存在をしております。

行政の責任において、当然、やらなければならないという義務づけられた事業があると私は認識をいたしております。由布市としての支援策をどのように現在まで考えてきてこられたのかお伺いすると同時に、協議会が立ち上がっておると思うんですけれども、この内容について説明をお願いをしたい、このように思います。

次に、大きな3点目でございますけれども、市営住宅について、1、核家族が進む中、人口増加、いわゆる定住促進、若者の定住につなげるには、住宅問題が大きな私はウェートを占めておる、そういう条件づくりが課題だと思っております。現代の市営住宅の入居状況、どのようになっているのか、また、今後の市営住宅の建設計画、分譲地を含めてどのように考えているのかお伺いをしたい。

小さな2点目、耐用年数をはるかに超えた老朽化が著しい市営住宅が、由布市内あちこちに数多く点在をしております。しかも、この住宅は居住者が非常に少なく、まばらであります。今後、どのように整備をしていくのかお伺いしたい。そして、1カ所に、集合住宅ができるんじゃないかと、私はこのように思っておりますので、そこら辺の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

大きな4点目、行財政改革についてでございます。

1として、電算システム関係の保守・点検委託料、そしてまた、いろんなシステム関係に、毎年、多くの金額を投入しております。今度の当初予算を見ても明らかであります。これは、私が一番懸念されるのは、業者サイドの一方的な金額で、この予算計上をしておるんじゃないかなということをお危惧いたしております。この分野に詳しい専門職員の配置をする考えはないかお聞きをしたい、このように思うわけであります。

次に、小さな2点目といたしまして、先般の3月議会の質疑の中で、私は、教育次長にも質問をいたしましたけれども、コミュニティバス・シャトルバス、いわゆる由布バス、それからスクールバス、タクシー借上げの運用をもっと工夫すれば、経費の大幅削減になるんじゃないかなということをお聞きをいたしました。

今回、一般質問で、この問題について再度取り上げて深くお聞きをしたいと、このように思ったわけであります。これは、教育課の方、それから総合政策課の方の横の連携を密にすれば、そして一元化すれば、まだまだ金額的に改善される余地は十分ある、私はそのように思ったからでございます。

次に、大きな5点目として、伝統芸能の振興策についてであります。

由布市には、全国に誇れるすばらしい神楽殿と、そしてまた、その横に隣接しておる伝習館がございますし、子供神楽、由布高校の神楽、そして、大人の神楽座が数多くあります。

また、平成元年より、毎年、旧庄内地域においては神楽祭りを開催し、今年で20年が経過をしようとしております。そしてまた、ミステリアスには18年という実績もでございます。そして、定期公演、4月、今年度からは5月からでございますけれども、10月まで継続して17年間、神楽の定期公演を神楽殿でやっておりますし、今年度からは由布院でも定期公演が1回行われております。

これだけ定着した伝統芸能神楽を由布市内、県内にとどめず、日本一の神楽と銘打って全国に

発信すれば、さらに多くの人々が由布市に訪れ、そして由布院観光、農業・商業等々に大きな活力の起爆剤になる、このように思うのであります。そういった観点から、そういった日本一の神楽という銘を打ってのいろんな企画はできないか、市長にこの辺のお伺いしたいと思います。

以上5点について質問をいたしました。どうか前向きな御回答、見解をよろしくお願い申し上げます。

再質問につきましては、この席で質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 12番、藤柴厚才議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の企業誘致に向けて進捗状況についてでございますが、市では企業立地に関する問い合わせに迅速に対応するため、情報の整理、蓄積を行うことを目的に、関係各課を横断したプロジェクトチームを立ち上げ、情報整理を行ってまいりました。

一方、県では、活力ある地域づくりに向け、戦略的に産業経済の基盤を構築する「おおいた産業活力創造戦略」を策定し、企業誘致、雇用の拡大に取り組んでおり、県発行の情報案内冊子に大分県内の企業誘致適地を掲載し、誘致に努めております。

市も、そういった取り組みに参加するため、県と協議を行っておりますが、誘致競争は非常に厳しく、企業からの問い合わせや申し入れには速やかな対応が求められているところであります。

そういったことから、まず、市有地で誘致可能な用地の調査・分析をプロジェクトチームで行い、土地や道路状況の把握、法の規制等の整理を行って、情報発信ができる状況でございます。

今後は、下湯平の土地開発公社所有地や由布川グラウンドなど、面積がまとまってはいるが、市の事業との関連で協議していないものもあるので、そういった点も踏まえて検討してまいりたいと思います。

また、御承知のとおり企業等立地促進条例は、業種・規模等、かなり制約がございます。一般的な企業誘致のイメージとは若干異なるかと思えますけれども、過疎地の進行抑制につながるような企業誘致のあり方についても研究してまいりたいと考えております。

次に、社会福祉行政についての御質問でございますが、1点目の福祉大会での金婚・ダイヤモンド婚の感謝状贈呈対象者には、どのような方法で周知徹底しているのかにつきましては、自治委員あての回覧文書と市報への掲載で、対象者に申請をお願いしているところであります。市内在住で婚姻されて50年を迎えられた御夫婦は金婚、同じく60年を迎えられた御夫婦はダイヤモンド婚として、それぞれ本人から申請書を提出していただき、その後に確認の調査を行って、該当・非該当を本人に通知しているところであります。該当者には、由布市福祉大会において感謝状と記念品の贈呈を行っているところであります。

ただ、対象者が高齢のため、回覧や市報にも気づかず、申請漏れの方があられるやに聞いておりま

す。今後、お知らせの方法や申請期間などを工夫してまいりたいと思います。

2点目の独居老人、緊急通報システムの活用状況と今後の運用はどのように考えているかについてでございますが、この事業は、ひとり暮らしの高齢者に対して、緊急通報装置を設置することで、急病時など緊急的に対応するものであります。高齢者が発する通報をセンター等が受信し、その内容によって、その後の必要な措置をとることにより、高齢者の方の安全確保と不安の解消を目的としております。

本年の3月末現在では、由布市における65歳以上のひとり暮らしの高齢者は1,148名となっております。そのうち155名に緊急通報装置が設置されております。

現在、高齢者の通報先は、委託事業所あて通報のセンター方式、それから、利用者があらかじめ定めた連絡先と委託事業所あて通報リレー方式の2種類がございます。

今後の運用方針としましては、核家族や過疎化が進む中で、緊急通報システムを必要と考えられるひとり暮らしの高齢者の方は、ますます多くなるものと考えております。このことから、緊急通報装置の増設や、新たな通報方法についても検討してまいりたいと思っております。

3点目の自立支援法の施行に伴い、由布市としての支援策についてでございます。

平成18年度から施行されました障害者自立支援法では、障害の種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化され、施設・事業が再編されることになりました。

市では、法改正の理解を図るため、障害者団体や施設・事業所などを対象にした制度説明会を実施してまいりました。

障害者援護施設は、平成23年度までに新体系施設への移行が義務づけられておまして、今後、多くの施設が新体系へ移行していくものと考えております。新体系施設では、障害の程度の軽い、判定結果によっては入所できないケースも予想され、そうした利用者を処遇するかどうかというのが課題となってまいります。

市としても、自立支援協議会の中で議論を重ねてきてはおりますが、国が予定している来年の抜本的見直しを注視しながら、利用者が居住地を確保できるように最大限の取り組みをしてまいりたいと考えております。

また、地域生活支援事業では、相談支援事業所を新たに設置するとともに、地域のニーズに応じられるように、日中一時支援事業や訪問入浴サービス等の選択事業も実施してまいっております。

今後も、障害者が真に必要なサービスを安心して受けられるような仕組みづくりに全力を掲げてまいりたいと考えております。

次に、協議会の内容についての御質問ですが、自立支援協議会は、障害者自立支援法の施行に伴い、市町村に設置されることとなり、由布市では平成19年3月に設置されました。この協議

会は、地域の障害福祉システムづくりの中核的な役割を果たして、関係機関のネットワーク構築に向けた協議の場としての役割を担っております。組織は、学識経験者、保健・福祉関係者、障害者施設等の各種団体代表者など12名で構成されており、平成19年度は全体会議を3回開催しております。

今後は、下部組織である身体障害、知的障害、精神障害、障害児の各部会をより充実させ、協議会の機能強化を図るとともに、由布市障害者福祉の向上に向けて、全力で取り組んでまいりたいと思います。

次に、市営住宅についての御質問でございますが、市営住宅への入居希望、あき待ち者につきましては、現在、47団地、589戸の市営住宅がありまして、今、あき待ち者は挾間地区で一般住宅26名、庄内地区で39人おりまして、挾間の一般住宅、庄内地区につきましては申し込み順に入居しております。

挾間地区の特定公共賃貸住宅と湯布院地区の入居につきましては、退去者がほとんどなく、住宅のあきがあった段階で市報により公募し、入居者を決定しております。

なお、災害等により住宅が被災した場合については、あきがある場合、優先して入居できるようにしております。

住宅建設計画につきましては、現在ございませんが、今後の民間賃貸住宅の動向を踏まえながら、策定について検討してまいりたいと思います。

次に、耐用年数を超えた老朽化した住宅が市内に点在し、しかも、入居できない住宅も見受けられるが、今後、どのようにしていくのかということでございますが、耐用年数を超えた老朽化した住宅と入居できない住宅については、退去後住宅を解体し、跡地は整理するよう対応しております。本年度も挾間地区で1棟、庄内地区で1棟の解体を予定をしているところであります。集合住宅化につきましては、先ほども申し上げましたように、今後、民間賃貸住宅の動向を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

3点目の市営住宅の家賃、金額の幅はどれくらいかの御質問でございますが、毎月の家賃につきましては、挾間地区で1,100円から3万6,800円、特定公共賃貸住宅で4万6,000円から5万1,000円、庄内地区で1,200円から5万7,200円、湯布院地区で1,500円から4万2,400円となっております。

家賃の決定につきましては、市の立地係数、経過年数、利便性係数等によって算定しております。古い住宅と新しい住宅との家賃は大きな開きとなっております。

次に、行財政改革についてでございますが、電算システム関係の保守・点検委託費の節減と、その分野の専門職員の配置についてお答えします。

電算システムの保守・点検の経費といたしましては、平成18年度当初予算では、保守業務と

して2,841万5,000円、運用業務として1,371万5,000円、合計で4,213万円となっておりましたが、行財政改革実施計画に基づき、システムのリース料や保守業務の内容などの点検・見直しを行いまして、平成19年度決算見込みでは、保守業務として2,652万2,000円、運用業務として411万4,000円、合計3,063万6,000円となりまして、18年度当初予算に比較して1,149万4,000円の削減が期待できる見込みとなっております。今後も、年々変わる電算環境に適切に対応しながら、常に点検・見直しを行い、経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

また、専門職員の配置につきましては、議員御承知のとおり、電算にかかわる環境は日々、技術革新が進み、5年から6年でその環境が大きく変わってしまう状況であります。

また、仮に専門職員を雇用し、独自でシステムの更新を行うことになれば、法律や制度の改正によるシステムの更新ごとに経費が生じるなど、長期的に考えた場合には、最新の電算環境の維持と経費の両面から、現在の委託方式が適切であると判断をしておりまして、現時点では専門職員を新たに雇用し、配置することは考えておりません。

次に、コミュニティバスについてでございますが、コミュニティバスの運行につきましては、高齢者や児童生徒などの交通弱者の移動手段確保、バス路線廃止による交通空白地域の解消のために、19年の1月から11カ月間の実証運行を経て、昨年12月から本格運行を行いまして本年4月にダイヤ改正を行い、現在、31路線で運行を行っております。

運行につきましては、市民アンケート調査で寄せられた御意見や運行実績を踏まえまして、PTAや自治会などの代表者で構成する市民交通対策検討委員会で路線の見直しや時刻の変更、バス停の位置などを御検討、御協議をいただき、市民のための、より利用しやすいコミュニティバスを目指しているところでございます。

御質問のコミュニティバス、シャトルバス、スクールバス、タクシー借り上げの運用をもっと工夫すれば、経費の大幅削減につながるのじゃないかと、一元化できるのじゃないかについてでございますが、平成18年度にコミュニティバスを運行導入する際には、これまでの福祉バス、スクールバス、廃止代替バスの整理・統合及びシャトルバスの新設を含めて一元化し、運行形態も、民間バス、タクシー業者に経費の削減も含めて委託方式としているところでございます。

運行を持続するためには、経費削減を常に考慮すべきだと認識はしております。実証運行以後、現在の新ダイヤ運行までの間については、運行するそれぞれの路線が必要であるのか、必要でないのか、1日の運行本数がコースごと良好なのか、利用者が少ない路線についてはコースの見直しが必要なのかなど、運行路線それぞれを検証し、その改善する路線ごとの経費を含めて見直し改善を実施しているところであります。今後も、利用しやすいコミュニティバスとなるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、伝統芸能の振興についてでございますが、神楽を全国にPRし、地域の活性化をとの御質問でございますが、現在、由布市内には神楽団体が、大人14、高校が1、子供神楽が5とありまして、太鼓団体とともに、それぞれの祭りやイベントに活動をしておるところでございます。

庄内地域の庄内神楽は、5月から10月までの定期公演、8月のミステリアスライブ、11月の神楽祭り、年間を通じ座長会を主体に活動しております。

湯布院地域においても、由布院温泉観光協会が主催し、宿泊の観光客を対象とした月1回の定期公演を4月に立ち上げ、大変好評を博しており、全国に情報発信できていると考えております。

また、先日、東京で行われました在京大分県人会に庄内子供神楽が出演し、1,600人余りの大分県出身者や関係者に、改めて由布市の伝統芸能を強く印象づけることができました。

また、PR活動につきましては、東京や大阪地方に向けては、マスコミ宣伝事業の中に由布市の神楽や太鼓を入れるとともに、機会あるごとに由布市の無形文化財の神楽や太鼓を全国に発信するように努めております。

今後は、伝統文化の継承と後継者育成を行いながら、伝統芸能の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） それでは再質問をさせていただきます。順を追っていきいたいと思います。

1番の企業誘致の再質問でございますけれども、企業誘致に取り組む自治体の支援を目的に、昨年の6月に、企業立地促進法が施行されました、これは国の法律ですけれども。その内容を見ますと、各都道府県と市町村が、誘致企業の目標や行政の体制整備などについてまとめた基本計画を策定し、国の同意を得れば、誘致活動などに補助金が交付されるということが法律で定められております。

また、進出企業においても、設備投資に優遇措置もあるということになっております。当由布市においては、先ほど述べましたように、5億円以上の企業進出してきた、設備投資してきた企業には、固定資産税の2分の1の減免をするというような条例を先般、昨年の3月に制定をしたわけでありましてけれども、国の方も、こうして企業誘致については、積極的にそういう優遇措置まで含めてやっておる、進めておるという状況であります。

このように、国が積極的に後押ししているこの背景を踏まえて、由布市として、さらにプロジェクトチームを立ち上げ、今、用地の問題も市長は提示されましたけれども、そういった面で、やはりこのブームに乗るといいますか、この県も国も、力をいれておるこの時期に、やはりこの時期を見逃さないように、企業誘致に向けて積極的に私は取り組んでもらいたいと思います。

と申しますのは、私は、一般質問で、もう過去数度にわたって、この由布市を活性化するには、やはり自主財源の確保という観点から、もう企業誘致が一番今、誘致に力を入れるべきだということを再三再四、本当しつこいぐらい私は訴えてまいりました。やっと、プロジェクトチームを立ち上げ、やっておるという状況でございますけれども、まだまだ私たちの目の前に、その姿がなかなか見えてこない。

仮に、この前、議会のあれは東洋ホテルじゃったですかね、大分県の議員の研修会がありました。そのときに、ちょうど豊後高田市の市議会議員さんと同じテーブルになって意見交換をしたわけでありましてけれども、あそこは、議員さん、ちょっと名前は御存じありませんけれども、まあ二、三人の方と一緒に懇談をしたんですけれども、あそこは企業の土地を確保して、そういう受け皿づくりをやったと。

しかしながら、なかなか立地はよくしたんですけれども、なかなか企業が誘致ができなくて、これは議会も執行部も、これ、失策かなという思いで、本当に気まずい思いをしておった。

ところが、県北のダイハツ車体さんと、それから国東のキャノンさん等々の関連の会社がどんどん進出してきて、ああ、あのときに、やはり工業用地をちゃんと確保して、あれよかったなど。今は物すごく豊後高田市は、そういうことで活気を呈しておるということをじきじき議員から聞きました。

このことを見ても、やはり今、景気は、燃料費の高騰ということで、非常に今、景気低迷しておりますし、企業も設備投資を抑制をしておるようでございますけれども、いついかなるとき来てもいいような準備をきちっとやっぱり早急に立ち上げてやってほしいという思いであります。そういうことについて、総合政策課長、その思いをちょっとお聞きをしたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 12番議員にお答えをいたします。

私たち事務方サイドといたしましては、企業促進プロジェクトが、昨年の10月に立ち上げられたんですが、11月、12月と2回にわたりまして、今のところ会議を開催し、県の企業立地促進課等を招きまして、今後の進め方等をどうしていくかということをもっと最初に研修をしてみました。

まず、用地の確保が第一だというようなことから、市長の先ほどの答弁で申し上げましたように、速やかに提供できるものとしては、既に用地交渉等が必要ない土地ということで、まず、市有地について、その状況を把握してまいりました。その段階では、挾間地域に4件、それから庄内地域に3件、湯布院地域に4件ほどの一応の整理はいたしております。

ただ、県の広報誌の方にも、東京の方で企業案内するために、大分県内の適地を掲載しておりますが、そちらの方にも載せてほしいということで、由布高校の下の大分川の右岸側の土地を

1件だけ協議をさせていただいたんですが、道路状況や河川のすぐそばだということで、なかなか掲載には至りませんでした。

まあ、そういうことから、今後、とりあえず私どもが現在、把握している土地の中で、そういった協議にのせられるものがないかということをおうの方にも協議をしてまいりたいと思います。

それから、開会日に総務委員長の報告でもございましたように、中央部の方でのやっぱり情報収集に、もっと努めてほしいということがございましたので、そのことについても、今後、留意をしながら進めてまいりたいと思います。

それから、もう一点、農業人口の高齢化や減少ということが大変深刻な問題となっておりますんで、企業立地促進条例では、かなり大規模な企業を対象としておりますので、実際、由布市に実態としてどういったものがあるのかというようなことも検討してまいりたいと考えております。

農業の担い手の育成確保ということが大変重要な課題でございますんで、企業の農業参入が、1つの有効な方法として活用できないかというようなことも、まあ模索をしてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） よくわかりました。

農政課長に、先ほど、今、総合政策課長が最後の方に述べられた農業、第1次産業の企業参入はできないかということについて、もう少し掘り下げてお伺いしたいと思います。

おうの方も、この高齢化が進む中で、農業のいわゆる農地の保全と、それから後継者不足による農業の活性化ということで、おうの方も、仮に、例えば国東の方に伊藤園に、そういう企業を誘致してお茶の生産をするとか、そういう形で取り組んでおります。

由布市といたしましても、やはりナシ団地、あるいはまた、施設園芸のバラ団地とか、ニラのもう、あと、後継者がなくてそのまま休んでおるところも数多く見られます。そういうところについて、おうを通じて、そういう行政としての働きかけを今後やっていく考えがあるのかどうか、農政側のサイドからしてお伺いをしたいと、このように思います。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。議員さん、おっしゃるように、農業従事者の高齢化、並びに担い手不足の対策として、企業の農業参入が期待を持たれております。

で、現在、おうは既に推進体制を立ち上げておりますけれども、由布市といたしましても、これに応じて、準備段階ではありますが、推進体制を整えたいというふうを考えております。

現在、事務的には、農業参入の仕組みが、耕作放棄地の有効利用ということでございまして、1ヘクタール以上の耕作放棄地を含む候補地探しを現在やっております。

で、由布市全市にわたりまして実態調査を始める予定にしております。で、それが把握でき次第、県等と連携を深めながら、企業の農業参入を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） ぜひとも、企業誘致、今言った農業第1次産業含めて、大企業の誘致促進含めて、ひとつ積極的な取り組みをお願いをしておきたいと、このように思います。

次に、社会福祉全般についてでございますけれども、感謝状の件ですけれども、これ、聞くところによると、個人情報云々ということで、そういう周知徹底は回覧しようという形で周知をしておるということでもありますけれども、先ほど市長が述べられたように、もう皆さん、それぞれ高齢化して、対象者はほとんど70歳を過ぎた方だと思います。そういう人が回覧を1枚だけくればいいんですけど、何枚も、各班長さんが回覧を回しても見落とす等々がありまして、当然、私はそういう漏れがあると思います。

せっかく、こういう表彰制度が、長年、夫婦愛むつまじく、長年一緒になって、こういう地域のことについて一生懸命やってきた御苦勞に対して、感謝状を贈呈するわけにありますから、漏れのないように、民生委員、特に児童民生委員あたり大いに活用して、やっぱり来年度からは、そういう申請漏れのないような方策で検討を再度、お願いをしたいと、このように思います。

それから、次に、独居老人が、先ほどの数では、かなり由布市内には、ひとり暮らしの人が1,148名おると。その中で、緊急通報システム、155人が活用しておるということもございますけれども、先般の議会で見回り、独居老人の見回りの支援事業として、予算計上もしております。これは、見回りですから、要するに、夜間の場合、見回りちゅのが、やっぱりそこは盲点になってくると思います。

だから、高齢者が安心して、今、こういうように犯罪も非常に多ございます。きのうのテレビではございませんけれども、そういう東京の秋葉原の方で、もう本当に何ちゅ、だれでもいいと、だれでもいいから殺すんだというような、そういう今、犯罪も非常にふえておりますんで、そういう犯罪を防止、そしてまた、独居老人のそういう安心して生活ができるような夜間の体制、せっかく、こういういいシステムがあるんですから、155名に限らず、まだ多くの方が利用していただけるようなそういうシステム、運用を推進していただきたいと、このように思います。

それから、自立支援の方は、そういうように制度が、何か話聞くと、もう、ぼんぼん変わると、もう激変緩和措置、平成18年に4月1日から施行されたこの制度でありますけれども、今の後期高齢者医療と同じで、皆さんが、そういう利用者が不満が大きくなれば、どんどん国は制度を緩和して、市としても、それは対応は非常に大変だと思います。

しかしながら、行き着くところは、やはり自立支援者が少しでも社会復帰できるような、軽度の方が社会参加できるような形が目的だろうと思いますので、その協議会を通じて、どんどんそ

の法に沿った形で、自立支援者の支援ができるように取り組んでほしいと、このように思います。

これはもう答弁が要りません。

じゃあ次、市営住宅について再質問を行います。

耐用年数をはるかに超えた老朽化した住宅が、中国の四川省の大地震じゃありませんけれども、いつ、いかなるときに地震が来るかもわかりません。そうしたときに、行政の責任として、もう明らかに、もう50年も60年もたった。本当、修理代が、家賃がさっき言ったように1,200円とか、そこら辺の住宅だと私は思うんですよ。

やけん、そういう住宅、もし災害が起こったり、火災が起こったり、いろいろしたときに、やはり市営住宅、公営住宅となれば、行政にも責任がやっぱり生じてくると思うんですよ。

そこら辺で、今、挟間1戸、庄内が1戸、今回解体をするという計画があるということ为先ほど市長から伺いましたけれども、ここら辺をもうちょっとピッチを上げて、そして、長屋のこの前、私が、きのうですか、調査に行きました。小野屋の住宅に行ったんですけども、本当に長屋で、入っておるのは本当まばらです。ほで、もう外から見たら、これでも市営住宅かなど。本当、湯布院の景観条例云々とかいうけども、住宅が本当もう、もう家賃が安いけん、もうそこに住めと。ほで、家賃が安いからちゅ、そこに住んでおるんでしょけど、やはり由布市のモラルの問題でしょう。やはり、もうちょっと見ばえのいい住宅に、集合住宅、いわゆるそこら辺を整理をしながら、1カ所にそこに寄せると。そして、あいたところは、またそれを分譲するなり、いろんな形で整地をする、このことを私は願うものでありますけれども、そこら辺、建設課長、どのように考えていますか。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） 建設課長です。先ほども申しましたように、今年度、庄内、挟間で、各1棟の取り壊しをいたしております。来年につきましては、庄内町で2棟の取り壊しをいたしておりますが、今後、1戸住宅を中心に解体をしていく計画をいたしております。

また、利便性のある土地につきましては、今後、議員さん言われますように、集合住宅につきまして検討していきたいと考えております。

○議員（12番 藤柴 厚才君） その住宅についてですけど、私、ちょっと新聞に載っちょったの切り抜いて持ってきたんですけど、これ、大分前の新聞に、国が一律、公営住宅の基準の廃止で、地方の裁量によって整備へと、これは国交省の方針ですけど、今年度中にそういう形で、子育て世代向けの広目の部屋の単身者、または高齢者が生活しやすい公営の共同住宅も整備できるようになり、まあ、利用の選択ができるような、そういう制度をつくると。

そして、そういう者に対しては、国の助成金も出すというような方針が、国の方が今年度中にそれをまとめて、今、計画をしておるといふことでもありますんで、そこら辺のを含めて、やはり

そういう集合住宅なり、新しい市営住宅を建設するなり、そこら辺も、やはり知識として、持って取り組んでほしいと要望をしておきます。

それから、時間もあんまりないんで急いでいきますけども、行財政改革の取り組みについてということで、電算システム関係、いわゆるシステム、あるいは電算機の保守・点検等々に、かなりの予算を投入しておると。

しかしながら、前年度は4,900万円程度のものが、今年度は約3,000万円というように抑制されておると。1,000万円近く、当初予算では減額されておるということで、非常に行革の方も努力をしているんだという説明が、市長からありましたけども、私は、合併前もいろいろ論議をしたわけですけれども、電算システムを導入するときに、4億円ぐらい、恐らくあのとき、私の記憶では4億円か3億円かかかって、合併するときに電算システムをしたと思うんですけど、これらのとき、もう業者の、平口に言えば、もう言いなりの単価じゃないか。だれがチェックするんか。

要するに、利便性的には、今言うたこと、法が変われば、その1社じゃないと、あとの立ち上げが困るといふ、そういう心配は、それは十分わかります。

しかしながら、今からは電算システムが、何年ごとかどんどん変わって、新しい機種もどんどん出てきて、その対応が、もう本当に業者任せで、業者が何ぼちゅ言や何ぼというような形では、行革、まあ小さいところで辛抱しよう辛抱しようといっても、そういうところが今一番、私は心配しているといふか、一番おくらしているんじゃないかなといふことで、もうちょっと透明化した形で、そりゃ、確かに言い分はわかります。もう、電算システムに対してはだれも素人ですね。だから、私は、専門分野の職員を導入して、職員をふやしてでも、それで費用対効果があれば、それで私は非常に先々、相当な金額になってくるだろうし、効果があると、このように思うんですけども、そこら辺、行財政推進課長、再度、しつこいようですが、そこら辺の考えはどうでしょうか。

○議長（三重野精二君） 行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（相馬 尊重君） 12番議員にお答えいたします。

議員御指摘の業者の言いなりになっているんじゃないかというようなことですが、今、電算の業務をしている職員につきましても、ある程度、研修等も、そういった研修に参加しまして、ある程度の知識を持った者が当たっているということで、その中身等もチェックできる職員が、今、その業務に当たっているということで、決して、業者が幾らと言ったら、それをうのみにするというようなことのないように、そういった研修も積んだ職員が当たっていると思っております。

また今後も、まあ、そういった専門、それだけの職員をということではなくて、その機会機会

に、新しい研修等にまた、職員研修の機会を与えていただいて、研修をしながら、そういった対応していくべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） はい、わかりました。

まあ少しでも、時間がちょっとないんで、あせりましたんで、そういうことで、少しでも経費節減につながるように、行革につながるように、また、今以上に努力をしてほしいと、これは要望であります。

続きまして、最後になりました。これ、服平観光課長に、今、質問をするんですけども、神楽殿で行われている神楽イベントには、過去、ツアー等を募集して、そして庄内神楽、今、由布市の神楽ですけど、こうこうこういうイベントがあるから、ひとつツアーを組んで、こっちに来てほしいというような呼びかけを今まで何回かやったと思うんですけど、今は、それ、そこら辺はどうなっておるんですかね。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（服平 志朗君） 商工観光課長です。12番議員さんへお答えいたします。

イベントで、ツアーというのは、3年ほど前に、JRと組んでしたことがございます。で、商工会が主催で座長会と組んでしたことなんですけど、こちらからツアーを仕かけるとかいうのは、特にございませんが、少しずつではございますが、今、由布院の温泉観光協会の方々と打ち合わせをしながら、今度は由布院に泊まる方、それから湯ノ平に泊まる方について、庄内の神楽祭りのPRをしようということで、今度、団体さんが来たときには、そういう御紹介もしていこうということで、今、4月から立ち上げた由布院での公演を1つのきっかけとしてツアーも声をかけようということで、観光協会の方々とお話をしております。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 今、課長も、神楽には非常に熱心でありますし、ミステリアスライブ in 庄内の立ち上げは、今、課長の服平課長が、真剣になって取り上げたと思いますし、私も神楽、20年の経歴を持っております、今はちょっと休んでおりますけど。

そういった面で、やはりこれだけ定着して、せっかくいい文化があるわけでありますから、芸能文化があるんですから、これをやっぱり全国に発信をして、どんどん由布市に来てもらう。宿泊は由布院もあるし湯平温泉もあるし、そういうところもあるし、また、農産物等々の宣伝にもなるし、もうちょっと仕かけて、もう、今の現状で満足することなく、やはりやってほしいと。

というのは、私、最近、非常に思うのは、豊後御嶽神楽ですかね、あそこは何か最近、テレビ

に宣伝に物すごく出るんですよね。ほで、うちの神楽も何か宣伝、もう行き渡っちよるんから、県内じゃから、いいんじゃろうと思うんですけど、あんまり宣伝してない。

ましてや、うちがしてないぐらいですから、全国には、そう、これもさっき言ったように、県人会で子供神楽が行って、非常に好評やったという意見もありましたし、私も、18年前に、東京の出前講演で、東京の方で講演をした経験もあります。

よそに行くと、非常に人気がいいんですね、珍しい。ほで、今言うた御嶽の方は、いや、元祖はうちじゃと。ほで、庄内は何か高千穂系と出雲系、いわゆる浅草と向こうの高千穂の流派が何か入り乱って、まあ、適当に神楽やりよるんじゃと。

今、大分県内でも、伝統的には、そりゃ御嶽が古いということで、うちはまだ無形文化財には指定されてないんですけどね、無形文化財にされる、されんじゃなくて、これだけ20年もかけて底辺をつくってきたんですから、やはり観光の浮上、それから地域の活性化等に向けて、やっぱり服平課長は、もう専門がおるんですから、一生懸命、とにかく力を入れてやってほしいと。

私も、神楽も非常に詳しい、自分も実際、舞っておりますんで、そこら辺はお互いが協力し合いながら、いい方向にやっていきたいと思いますが、そのことで、私は1個あるんですけど、市長は、住みよさ日本一のまちづくりということを提唱しております。

ほでまた、おおいた森林組合は、「日本一の山桜里づくり」という大きなキャッチフレーズを持っております。私は、もう一本の柱として、やはり「日本一の神楽の里づくり」という3本柱でいけば、もう万々歳じゃないかなと、このように思うんですけども、そこら辺、市長、強い思いをひとつよろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） よくわかりました。

○議員（12番 藤柴 厚才君） はい、ありがとうございます。長時間にわたりましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

これで私の一般質問5点ほど質問いたしましたけれども、御回答ありがとうございました。終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、12番、藤柴厚才君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩します。再開は35分からにします。2時35分です。

午後2時26分休憩

.....

午後2時36分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、9番、淵野けさ子君の質問を許します。

○議員（9番 淵野けさ子君） 9番、淵野けさ子です。大変お疲れのところですが、よろしく願いします。

議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

新年度が始まりはや2カ月、農業の営みとともに由布市の景観のさま変わりし、豊かな実りに向けてのスタートです。命の循環の息吹を感じております。願わくば、今後、台風災害などの多くの自然との闘いの中での、また無事、収穫を期待しております。

さて、今回の私の質問は、大きく5項目です。まず初めの1項目から入ります。

由布市総合福祉センター（仮称）開設に向けての進捗状況をお伺いいたします。このことに関しましては、いろいろ御意見もあろうかと思えますけれども、早い取り組み、そして並びに開設を願っております。由布市地域福祉計画には、市民のいやしの交流、健康、生きがづくり等の拠点として、総合福祉センター（仮称）に向けた協議検討を進め、早期の開設を目指すとあります。年次計画におきましては、今年20年度と21年度となっております。そこで、今日に至るまでの検討委員会での内容、進捗状況をお伺いいたします。

まず、具体的に開設時期はいつごろになるのでしょうか。そして2つ目、どういう目的で、特色のある由布市に合った内容のセンターであるのかどうか。そしてまた、センター開設に向けての問題点があるのか。もし、問題点があるとすれば、それはどういうことなのか。そして、最後の湯布院町の現在の社会福祉協会、社協では、災害など、今後のことを考えましたら無理との見解ですが、また、新センターの中にと聞いておりますが、そのかわり方についてもお伺いしたいと思います。主に、この4点をお伺いいたします。

大きく2点目、小中学校の耐震化を加速するようというところで質問いたします。

5月に、中国・四川省で起きた大地震では、被災者は約1,000万人に達しているのではないかと聞いております。ミャンマーを襲った大型サイクロンに続き、この2つの大災害により、多くの子どもたちが命を失い、親を失い、住む場所も失って、今もって生活のめども立たない多数の人々が、けがや病気、飢えに苦しんでおります。本当に心が痛みます。

特に学校の崩壊で、約6,500人もの尊い子どもたちの命を失ったことは、既に皆様、御承知のとおりです。そこで、全国的に学校の耐震化を前倒しで進める自治体がふえております。

先日、合同新聞にも、県下の学校の耐震率が掲載されておりました。由布市では、全体の耐震率が51.9%とありました。このことを受け、由布市民の方々も、大変注目をされております。由布市として、このことをどのように受けとめられておられるのでしょうか。

また、このことに受け、国レベルとしても、学校耐震化を加速させるために、地震防災対策特

別措置法を改正し、今国会で成立させる予定であるとの報道です。この改革案については、耐震工事の国庫補助率を現行2分の1から3分の2に引き上げるとともに、地方交付税措置を拡充し、国が86.7%を負担、現在では、自治体の負担は現行3割程度から1割程度に軽減されるというような内容ですが、その方向で検討をしていると表明をしております。耐震診断結果の公表も義務づけるとの方針で、耐震化に向け、大きな前進となります。

さらに、今後、課題として自治体の負担について、後で交付税で返ってくるといっても、当面の3分の1の負担が容易でないところもあると指摘され、当面の負担ができない自治体への対応策を総務省に要請しているところで、何らかの対応がなされるようです。

これまで由布市は、計画的に順次なされ、緊急度の高いところから取り組まれていると思います。しかし、現在の国の動向などを見たときに、そういう経緯をくみ取り、今後、耐震化促進に向け、一層の努力と前倒しとの計画で推進ができないのか、対応をお伺いいたします。

大きく3点目です。学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインについての対応をお伺いいたします。これは、食物アレルギーも含まれます。

文部科学省が監修し、財団法人日本学校保健会が発行したこのガイドラインは、アレルギー疾患のある子どもたちへの学校での具体的な対応・指針をまとめたものです。すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境整備が目的です。アレルギー医療の現状を患者の視点から見ますと、医療機関を選択する情報もなく、たまたま受診した医師の資質によって、治療やその後の生活が大きく左右されて、学校生活などで著しいQOL、生活の質の格差を生んでいるところではあります。

また、医療につけ込んだ不適切な民間療法や、いわゆるアトピービジネスに取り組まれる人も後を絶たないことから、学校、地域などで適切な治療につなげる連携体制の構築が急がれております。

具体的には、学校、幼稚園、保育園・所などで、健康診断や学校を中心に疾患を理解し、自己管理を可能にする健康教育の実施、さらに、適切とは言えない医療を子どもが受けているとしたら、専門医療につなげてあげるシステムを構築する必要があります。

そこでお伺いいたします。由布市の有病率の実態はどうでしょうか。中でも、もし、重い症状であるアナフィラキシーを起こす子どもがおられるのかどうかお聞きしたいと思います。このガイドラインに基づく取り組みの推進をどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。そしてまた、由布市においてのガイドラインは必要がないのかどうかということです。

特に、食物アレルギーを持つ児童生徒が、前回の議会では、挾間10名、湯布院6名で、庄内町では不明とお聞きしておりました。学校給食における、市の学校給食食物アレルギー対応検討委員会などを立ち上げて、また、そのガイドラインに沿った共通マニュアルを作成したらどうか

と思っております。

合同新聞の報道に、大分市は9月から稼働予定の東部共同調理場には、代替食に対応する専用調理室も備えられる計画で、ガイドラインに沿った対応を始めると記載されております。ぜひ、由布市も新しい給食センターもできますし、同じようなシステムでできないものかと、そういうふうな対応をしてほしいというふうに思っております。

大きく4点目、市有財産の効果ある使用をとということです。これは市民の方の生の声からの質問です。

湯布院町にある旧警察官宿舎は、現在は空き室、空室のようですが、他の利用目的はできないのでしょうかということと、南由布駅、向かって右側にテニスコートがございます、私も知らなかったんですが。現在、どのくらいの利用率なのか、利用度はどれほどあるのかお伺いいたします。で、よければ、目的外に使えるのであれば、何かほかの目的にも使える方向で考えられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

最後に、まちづくり寄附条例の提案についてでございます。

まちづくり寄附条例とは、自治体があらかじめ自然保護や福祉施設など、市が立案した複数の政策メニューを示して、全国の個人や団体に政策を選んで寄附をしてもらい、それを基金として積み立て、目標額に達したら事業化して政策を実行するという取り組みです。このように、ふるさと納税の受け皿として、寄附条例の導入を推進している自治体が多くなっております。

重ねての説明になりますが、寄附条例は、地方税とは違った形で自主財源を確保できる意義が大きいということ、そして、複数の政策を示して、寄附先を選択してもらうので、住民を含む寄附者の政策ニーズが直接反映される効果もある、言わば政策の人気投票的な機能を持つものですから、寄附市場協会は、1人の候補者を選ぶ選挙に例えて、同条例を寄附による投票条例と呼んでおります。

また、同協会の会長いわく、寄附者が政策を選ぶので、住民参加型の行政を加速し、ニーズのない政策には寄附が集まらず、むだな公共事業は排除できる。しかも、都市からふるさとへの寄附は、都会から地方への新たな資金の流れを形づくる効果があると言われております。なお、寄附者には、一定額が控除される優遇税制が適用されているようです。

そこで、厳しい財政の中、自主財源を確保すると同時に、住民参加型の施策推進ができるのではないのでしょうか。そしてまた、観光資源を持つ由布市での取り組みは関心を持たれ、全国的に広がる可能性があるのではないかと思っております。由布市に導入できないか提案をいたします。

長くなりましたが、壇上での質問は以上で終わりますが、再質問は自席にて行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 9番、淵野けさ子議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の由布市総合福祉センター開設に向けての進捗状況につきましては、3月議会の予算質疑時におきまして御説明いたしましたが、昨年の12月に総合福祉センター建設策定委員会より、中間答申書をいただいております。

施設の規模等、内容につきましては、市内外の既存の施設状況を参考に、湯布院地域の実情に沿った規模で福祉保健サービスを十分提供できるような施設で、それなりの設備を備えたものとなっております。

建設場所は、湯布院健康温泉館の敷地内を予定しておりますが、新たな選択肢の可能性があれば、それを含めて検討したいと考えております。

今回、建設する施設と社協とのかかわりにつきましては、策定委員会の中の協議で、「建設する施設に社協が入るのは自然なことだ」という意見も出たとのことであります。建設後の施設の管理運営につきましては、策定委員会の正式な答申を待ちたいと思っておりますけれども、指定管理も視野に入れ、検討してまいりたいと思っております。

今後におきましては、総合福祉センター建設策定委員会を開催する中で、建設場所や設備内容、財源調整などの検討を行ってまいりたいと考えております。

2点目の小中学校の耐震診断につきましては、市内19校のうち、耐震診断の対象とならない校舎が、昭和57年以降建築の校舎4校と木造校舎1校がございます。また、耐震診断をして補強の必要がない校舎2校、耐震診断の結果、補強の必要があると診断された校舎は2校となっております。

なお、耐震診断を行っていない9校につきましては、何よりも人命を大切にしなければならないことから、本年度及び来年度にかけて耐震診断を行い、改修等の計画を立て、できるだけ早急に、学校の安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次の学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに対する対応につきましては、教育次長がお答えをいたします。

4点目の市有財産の効果ある使用についてお答えをいたします。

質問の旧警察官宿舎は、湯布院に勤務する警察官の宿舎として昭和40年に地元の要望もあり、湯布院町川南に木造平屋建てで新築されました。平成12年度までには利用されておりましたが、老朽化が著しく、現在は議員御指摘のように空き家となっております。

市といたしましては、行財政改革大綱の財政健全化に伴う収入確保対策の一環として、市有遊休地の取り扱いについて由布市公有財産管理委員会において審議をいたしました。その結果、旧警察官宿舎用地は売却の最優先候補地として位置づけられましたので、公売による売却を考えております。

次に、南由布駅近くのテニスコートについてお答えをいたします。

御質問の南由布駅北側のテニスコートは、平成4年の南由布駅舎整備事業の一環として、地域住民のスポーツ振興、憩いの場として活用されることを目的に整備されたところであります。

現在は、地域住民で構成する「南由布駅を美しくする会」に、テニスコートを含めた南由布駅周辺の管理をお願いしておりますが、利用が少ないのが現状です。今後、取り扱いにつきましては、南由布駅周辺も含め、地域住民の意見を伺いながら検討してまいりたいと思っております。

5点目のまちづくり寄附条例の提案についてお答えをいたします。

ふるさと納税制度の趣旨を含みとして、個人住民税における寄附金税制の拡充が盛り込まれた地方税法等の一部を改正する法律が、本年4月30日、国会で成立をいたしました。

御質問の「まちづくり寄附条例」の提案についてでございますが、この税制改正を待たず、また有無にかかわらず、既に全国の市町村において、新たな財源確保のための方策として、こういった動きが見受けられます。今回の税制改正を契機として加速度的に拡大することも予想されます。

とりわけ、指定する施策や事業を定め、その施策、事業に賛同・共感していただける方々に寄附をいただき、その寄附を財源に事業実施を図るための受け皿として、基金条例制度が創設されつつあります。

全国的には、19年度末で17道県、32市町村が制定しているようでございます。大分県内におきましても、九重町が19年3月、「まちづくり寄附金条例」を制定しております。

この「ふるさと納税」の考え方は、結果として国民が出身地のみならず、自由に税金の納め先を選ぶ仕組みとも言えます。それだけに、どう我が市の魅力をアピールし、全国数ある自治体の中から選んでいただけるかということが、大変重要になってくるわけであります。

また、寄附行為から事業実施まで一定の期間を要するであろうことが予想されますし、一過性のものとならないよう、透明性の確保は欠くことのできない必須条件であろうと思っております。

由布市としましても厳しい財政状況下にありますので、新たな財源確保に向けて、議員御提案のとおり早期導入を図りたいと考えておるところであります。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 教育次長の高田です。9番、湊野議員さんの学校アレルギーの疾患に対する取り組みガイドラインに対する対応についてお答えをいたします。

本年4月25日に、文部科学省は学校がアレルギー疾患の児童生徒に、どう対応すべきかについてまとめた学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを公表しました。

現在、ガイドライン冊子は、まだ届いておりません。これは診断書の添付等が必要なため、医

師との調整をしている段階だと思われます。

聞くところによりますと、今回のガイドラインでは、教職員による食物アレルギーによるショック症状への対処の仕方や、アレルギー疾患のある児童生徒の情報の共有化が盛り込まれているようです。学校と保護者とで、正しい知識に基づいた円滑な意思疎通を図り、すべての児童生徒が安心して学校生活を送るためにも、有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、食物アレルギー対策に対するガイドラインの策定についてお答えいたします。

由布市では、議員御存じのように、平成10年に文部省が出された、食に関する指導参考資料や、平成16年に文部科学省から出された、学校栄養職員による食に関する個別指導実践事例集をもとに、アレルギー対策に取り組んでおります。

現在、新給食センター建設に向けて取り組んでおり、給食アレルギーに対応するための部屋等の設置に向け、検討をしております。議員御指摘の食物アレルギー対策に関するガイドラインの策定についても、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 9番、湊野けさ子さん。

○議員（9番 湊野けさ子君） それでは、1つずつ再質問をしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

今、昨年12月に中間答申があったということですが、平成21年までに、計画としては終了という形になっているんじゃないかと思うんですが、少しスピードアップしなければ間に合わないんじゃないかと思うんですが、そこをちょっと詳しく、所長ですか、お願いします。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 9番、湊野議員さんにお答えをいたします。

先ほど、市長の方から答弁もございましたが、平成20年度、引き続いて総合福祉センターの建設委員会を開催いたします。その中で、設備の内容だとか財源調整など行っていきたく思いますけれども、特に、財源の面につきましては、由布市にとって最も有利だろうと言われるような財源の確保を目指して、財政課、そして関係各課と調整をしていきたいというふうに、そして、建設に備えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 湊野けさ子君。

○議員（9番 湊野けさ子君） 本音のところ、いつごろが最終答申ぐらいになりますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 策定委員会の方の見解もあろうかと思いますが、最終案は、

今年度いただけるんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（三重野精二君） 渚野けさ子君。

○議員（9番 渚野けさ子君） 今年度も、もうスタートしておりますので、あと残された期間に、内容をしっかりしていただいて、そして、できるだけ早く答申が受けられるような形にさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど、私も、センター開設に向けての問題点というのは、別に、特にないですか。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 先ほど申しましたように、財源的なものが主なものだろうと思います。

○議長（三重野精二君） 渚野けさ子君。

○議員（9番 渚野けさ子君） 中間答申の中で、社協が総合福祉（仮称）センターの中に入るというのは当然だというふうに、市長の答弁だったんですけども、もし、そうなったとき、やはり今、既存の社協のように、指定管理者制度ですかね、そういう形になるんですね、所長。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 市長の答弁の方にありました、その社協が入れるかどうかというのは、中間答申には入っておりません。

○議員（9番 渚野けさ子君） ああ、入ってない。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） まあ、そういう委員会の中で、そういう声が出たということでございます。

もし、最終的な答申で、そういうことがいただけるということになれば、庄内の例もありますので、検討したいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 渚野けさ子君。

○議員（9番 渚野けさ子君） ぜひ、湯布院の社協ですけれども、前回の台風のときに大変被害を遭いました。で、パソコンとか電子機器、本当に、あそこ、また災害があったときなんか、大変本当にあそこは大変だろうなと思うんで、できればというか、ぜひ、その総合センターの中に組み込んでいただいて、そして対応できるような体制でお願いしたいと思っておりますけれども、最終的には、ぜひ、そういうふうな対応でお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 検討させていただきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 渚野けさ子君。

○議員（9番 渚野けさ子君） いい方に期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、小中学校の耐震化は、今、次長が答弁していただきました。本年と来年にかけて、少し

早目に前倒しでというような回答でしたので、国の動向等も見ながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

で、先ほども、ちょっと雑談の中でお話したんですけども、51.9%の中には、今年度3校、1,326万5,000円ですか、委託料が耐震診断でなされておりますが、これを含めて、全体の51.9%というふうにとめてよろしいでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） これまでも、19校のうち10校が関係ありませんので、9校で、10校の分が51.9%で、今回の当初予算に上げている分は入っておりません。今、耐震診断してないということです。

○議長（三重野精二君） 瀧野けさ子君。

○議員（9番 瀧野けさ子君） ということは、当初の予算で入ってないということは、51.9%よりもよくなるちゆことですね、率としては。

○教育次長（高田 英二君） 今年度中には。

○議員（9番 瀧野けさ子君） 今年度中には、この3校が入るので、少しよくなるということでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 瀧野議員さんが言ったとおりでございます。よくなります。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 瀧野けさ子君。

○議員（9番 瀧野けさ子君） まあ診断がないとよくなりませんので、まず、診断が第1段階ですから。

それから、対象外のものもあった、57年以前のものでしょうか。とか、対象外のものもあるんですけども、今度、小学校の規模適正化促進の計画があるんですけども、こういう学校の対象というか、第2期の分とかの学校とかは、どういうふうなあつかいになるんでしょうかね。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 統廃合の問題もありますけど、まず診断をしてという形になると思ひますし、その統廃合の年度によっては繰り上げてする分もありますし、ちょっと繰り下げるっというか、する場合もあるっという形と、もう一つ、体育館も対象になっておりますので、その辺も含めながらやっていく計画におりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三重野精二君） 瀧野けさ子君。

○議員（9番 瀧野けさ子君） じゃあ、推進計画の中に入っている学校も、されるということで受けとめてよいですかね。で、放置ではありませんので、して下さるということです、期

待したいと思います。（発言する者あり）

まあ何しろ、学校の運動場って、学校体育館もそうなんですけども、災害が起きたときの避難場所にもなっておりますので、本当にそのところは前倒しで、1日も早く耐震審査を受け、そしてまた、耐震工事ができるように、そういう計画というか、結果報告も国の方にしないといけませんので、また、そういう計画、順次、計画を立てて、安心して教育ができる、そういう体制にさせていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。答弁はいいです。

で、次にいきます。

食物アレルギーのことなんですけども、お手元に届いてないと聞いて、私、びっくりしたんですけど、まだ、県どまりでいるということで、大分県だけなんですかね、全国的なんですかね。

もう何か、4月にもう配付したので、各小中学校には届いているというようなことで、報道では言っていたので、由布市も届いているなというふうに思ったんですけど、由布市が届いてないということは、大分県全体が届いてないということですよ。うちだけじゃないですよ。

で、そういうところをちょっと促してもらいたいんですけど、県の方に、やはり促していただきたいなと思うのは、そういうアレルギーを抱えた子どもさんたちが、だんだんふえておりますので、やっぱり先生たちの対応とかいうのも大変だと思うんです。

で、このガイドラインに沿って、いろんな対応の仕方も違いますので、やっぱりいち早く県にちょっと促していただきたいと思うんですけど、次長、そこんとこ、どうでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 先ほども申し上げましたが、診断書の中に、診断書の添付が必要な部分が多分あるんじゃないかなと思ひまして、医師との関係で調整がまだ終わってないので、こちらの方に届いてないというふうに思っております。まあ、その辺を再度、確認しまして、なるべく早くおろしてもらおうようお願いしたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 渚野けさ子君。

○議員（9番 渚野けさ子君） で、アレルギーの中でやっぱり一番多いのが、あれなんですよね、（発言する者あり）ぜんそくもそうなんですけども、アレルギーの中で一番多いのが、アトピー性皮膚炎ですね、アトピー性皮膚炎なんかが多いんですけども、もちろん食物アレルギーの中にあるんですが、多分、由布川小学校だったと思うんですけども、保健室の隣にシャワー室を設置している学校があるんです。で、それは、そもそもアレルギー対応じゃなくて、小学校1年生が入ってきたときに、緊張とか不安とか、そんなことで例えばお漏らししたときなんか、何かあったときには、すぐ処置ができるようにという配慮で、たしか由布市の中の何校かシャワーがついていると思うんですね。

で、アトピー性皮膚炎の子どもなんていうのは、汗をかくと物すごくかゆがりますので、私た

ちがかゆいという、かゆいあれじゃないんですね、本当にアレルギーになりますと。で、そういう併設している学校は何校ぐらいありますか。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 確実な数字は、ちょっとつかんでおりませんが、再度、養護の先生等にお伺いして、必要な、多分、こちらから聞けば、そういう形もあるんじゃないかと思えますし、今後の対策について必要でございますので、確認して、また後日お知らせしたいと思えます。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） そのアトピー性皮膚炎のアレルギーを持った子どもがいらっしやなければいいんですけど、もし、いたとき、そういうときとか、人数が多かったりとか、そういうところも、ちょっと把握していただきたいと思うんですが、まず、由布市の有病率ですかね、何名ぐらいいらっしやるのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（三重野精二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（秋篠 義隆君） 渕野議員の質問にお答えします、学校教育課長であります。

今のアトピー性皮膚炎につきましては、これ、大変申しわけありませんが、全部調査中で、今、80%集めているところの結果であります、約8%の有病率になっております。

したがって、これはまあ、幼・小・中を含めた部分でありまして、今のところ、2,500名中200名ぐらいのアトピー性皮膚炎はございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） 思ったより多いのにびっくりしました。

大分市も何か結構、200人ぐらいいるとか新聞に載ってましたので、やはりアトピー性皮膚炎が今、すごく多いんですね。それと小児ぜんそくとか、そういうものが多いんですけども、意外でした。

で、あればあるほど、まだ8割の調査で8%ですから、やはりこのガイドラインというのは、重要な位置を占めてくるんじゃないかと思えますので、うち由布市だけではなくて、これ、やっぱり本当に県に、医師会とも連携を早目にとっていただきたいというふうに思います。

で、その給食面なんですけども、給食の時点では、挾間が10名、湯布院が6名、で、庄内はちょっと自校方式とかがあるのでわからないというような回答だったんですけども、正式な人数はわかっておりますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 庄内では、後で確認したところ、3名程度って形でございます。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） そうすると、全部で19名はいるということですね。

それで、給食センターなんですけど、もちろん今現在、対応していただ—すごく丁寧に由布市は、よそよりも私は丁寧に对应していただいているというふうに思っております。

それをもう本当に維持していただく中で、本当に前回の質疑の中でも言いましたけども、新センターの中に代替食をつくる別室をもうぜひつくっていただきたい。で、それをもう確約していただきたいんですけども、次長、いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） その辺に関しましては、当初から予算の枠組み内に入っておりますので、御心配要らないと思います。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） はい、ありがとうございます。検討しますとか言うたから、入ってないかなと思ったんですけど、ありがとうございます。

で、じゃあ、アレルギーのことは、今、ちょっと意外と有病率が8%というので高いのにびっくりしました。で、その対応は、もし、そのガイドライン待ちで、その由布市なりの対応を早速していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

で、4番目の市有財産の効果ある使用をということで、私、湯布院町の市民の方から、やっぱり同じことを、「もう、あそこ、売却の方がいいんじゃないの」というような形で言われたんですけども、そういう管理委員会で売却というふうに決定したということなので、あそこ、ちょうど信号待ちでとまったりとか、よく見えるとこなので、早く、やっぱりあいたままだと、何となく廃虚というか、見た目も余り景観もよろしくないなので、早くしていただきたいなというふうに思っております。じゃあ、これは売却ということで行くということですね。

それから、テニスコートのことなんですけども、平成4年につくったということは、もうこれは、何かの補助でつくられて、返済はもう終わられているんですか。目的以外に使っていいとか、そういうふうな、もう規制緩和はできる状態なんでしょうか。だれに聞けばいいのかわかんない。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 契約管理課長の渡辺であります。よろしくお願ひします。ただいまの渕野議員の御質問にお答へします。

当時の事業につきましては、私どもの課では把握してございませんけども、（「湯布院の振興局じゃないか」と呼ぶ者あり）（「だれが答えるか」と呼ぶ者あり）といひますのは、実は—あつ、わかりました。

事実関係につきましては、後ほど調査をいたしまして答弁させていただきたいと思ひます。よ

ろしくお願いします。

○議員（9番 淵野けさ子君） 財政課長、振興局、振興局長は、どなたか御存じの方はいらっしゃいませんか。

○議長（三重野精二君） 湯布院の振興局長、来ちよらん。

後日、調べてということでもいいですか。淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） 起債事業であれば、まあ平成4年ですから、どうなんでしょうかね、もし、終わってなかったら、ほかの目的以外に使うということではできないような縛りの事業なのか、どうなんでしょうか。

でも、あそこの私、行ってみたんですけども、あそこの前に、平成18年度ゆうゆう健康事業って何かいすを置いて、そこに追加事業をされているんですよ。だから、それは何か縛りのある事業なので、ほかの目的に使えないのかなって。例えばゲートボールとか、グランドゴルフとか、それもちよっと聞きたかったんです。

○議長（三重野精二君） 調べて報告をするそうでありますんで、ちよっとわからないそうです。

淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） じゃあ、後ほどよろしくお願いいいたします。地元の人にも心配をしておられますので、ぜひまた教えてください。

で、最後のまちづくり寄附条例のことについてですが、市長の前向きな、由布市としても検討していくという答弁をいただきました。

例えば、やっぱりアイデアの出どころ、知恵の出どころだと思います。その政策に、もう由布市というのは湯布院町、観光地をもう持——ネームバリューもありますし、そういった部分では非常に有利かなと思います。

で、その中で、例えば先ほど、藤柴議員が神楽を全国に発信していきたいというような、今、前回の質問で言われましたけども、やっぱりこういう文化の振興の面に関しても、例えば、福祉とか景観とか、まちづくり、いろんなまちづくりがあるんですけども、やはりそういうアイデアをいっぱい出したところが、私は寄附が集まるんじゃないかなと思うんですけども、その部分とプラスの部分と、またちよっと、こういうところは気をつけなきゃいけないというところで、市長がちよっとお話したんですけども、ちよっとそういう具体例とかありましたら、総合政策課長、何かありますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長です。淵野議員の御質問にお答えをいたします。

今回のこの寄附金条例をめぐる考え方については、もう既に、マスコミ報道等で皆さんも御存じのことと思います。私の方といたしましては、この事業のメリットとして、最も考えられる

3点ほどちょっと集約をしてみました。

一つは、財源確保としての財源としての有効性です。それから、政策立案をし、情報発信をします。それに伴いまして、さまざまなふるさと出身者の方に対する波及効果があるのではないかと、これを大変期待をいたしております。それから、もう一点は、これに取り組むことによって、職員の政策形成能力や資質が向上するのではないかと、こういう大きな3点に期待をしております。

今、問題点かどうかは、ちょっとはっきりわかりませんが、そういう趣旨の御質問がございましたので、これは一つは、どのような方法でPRをしていくか。また、それに伴う経費が一体どれくらいかかるものなのか。そういったことは、現段階では全く検討されておられませんので、その辺に、どう踏み込んでいくかという課題がございます。

それから、総務省の方でも、ちょっと懸念されていることがありまして、それは一つは、高額所得者に対する直接勧誘につながるような、そういう制度になるおそれがあると。それから、現在、各自治体で、この制度の導入を検討しておりますが、中には、寄附をしてくれた方に対してどういったお礼をするかと。言わば贈り物競争に発展するような、そういう可能性を課題として抱えているのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、民間の資金を自治体同士で奪い合うというような、そういう状況があることは間違いありませんので、政策能力を高めて、そして選んでいただけるように頑張っていくしかないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。じっとしていてもお金は1円も入ってきませんので、知恵を出して政策を、しっかり政策——魅力のある政策を立案すれば、名前はもう知れ渡っていますので、効果はあるかなというふうに私は思います。

で、そういう贈り物競争など、ちょっと考えもしなかったことなんですけども、そういうことも、いろんなことを考えながら、研究をぜひしていただきたいというふうに思います。

そういう形で、いろんな対応の仕方があろうかと思っておりますけども、少しでも、先ほども言いましたように、文化の面におかれましては、青少年健全育成におかれましては、いろんな分野で職員の方が知恵を出し合って、この由布市を守りたてていただければ、ありがたいかなというふうに思っておりますので、期待しておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

私の質問は以上で終わりです。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上で、9番、渕野けさ子君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は3時35分といたします。

午後3時23分休憩

.....

午後3時35分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、23番、山村博司君の質問を許します。

○議員（23番 山村 博司君） 23番、山村です。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） それでは、3問について質問をいたします。

その前に、サイクロンの被害により被災されましたミャンマー、それから中国・四川大地震により被災されました方々にお見舞いとお悔やみを申し上げます。

それでは、通告に基づきまして3件質問をいたしますので、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。それでは、以下3点にお尋ねをいたします。

1点は、防災対策について、2年目は、「限界集落」について、3点目は、グリーン・ツーリズムの推進について、以上3点について質問をいたします。よろしく願いいたします。

まず、1点目の防災対策についてでございますが、この中で3点、お伺いをいたします。

消防署の建物の老朽化、これにつきましては、昨年、同僚議員が質問をいたしました。多少、ダブる点もあろうと思いますが、私が言いたいのは、平成16年、17年に、合併当時、私は消防議員を担当しておりました。その中で、消防署、挾間の本署にいつも会議に行くときに思っておったんですが、非常に会議室が狭い。それから、道路端で車の通行で、もう非常に騒音が大きいということと、それから、駐車場が非常に狭い。緊急時に車の出入りがする。消防署というのは、非常に大切な、人命の命にかかわる緊急時を要する車の出入りが多い大切なところであります。それで、本当に老朽化も進んでおります。

調べてみますと、鉄骨造で耐用年数50年ということになっております。その中で、33年ぐらいい、もう建設してから経過をしております。これが、本当にこのままでいいのかどうか、建てかえる計画があるのかどうかお尋ねをいたします。

それから、2点目の防火水槽の設置でございますが、これについても、湯布院町、特に挾間町あたりは数が多いわけです。庄内町については、非常に水のないようなところに防火水槽の設置がないと。やはり緊急時の体制でする場合は、やはり水量の少ないようなところに、私は防火水槽を設置すべきではないかと思っております。その設置についてお尋ねをいたします。

それから、3点目は、女性及びOB消防の結成であります。消防団員も予算の関係等もありまして、だんだん削減されております。その中で、消防団に入っている方は、大分に勤めたり、

会社勤めたり、遠くに勤めながら、消防団の団員に入って活動しておるとい方が多々あるわけ
であります。

緊急時の火災に、そういう方は、暇をもらって帰ってするというようなことも時間がかかるわ
けで、よそのところを聞いてみますと、女性またはOB消防を結成して対応をしておるところが
あるというふうにお聞きをいたしました。その中で、こういう緊急時の体制に対応できる女性及
びOB消防の結成について、指導・支援をしてほしいと思うんですが、どのような考えでしょ
うか。

防災対策については、以上3点をお尋ねします。

それから、2点目の「限界集落」についてであります。この「限界集落」については、非常
に新聞紙上でも大きくとらえられております。我が由布市は中山間地が多く、農村部において
も、年々、人口の減少と高齢化が進行いたしております。

情報によりますと、大分県では、限界集落の実態把握のため、平成20年度4月23日、大分
県企画振興部観光地域振興局内に、大分県小規模集落対策本部を設置して、実態調査を実施す
るようになったと聞いております。

由布市においては、挾間、庄内、湯布院の自治区を合わせまして150地区ありますが、高齢
化率65%以上の方が27.6%、70歳以上が20.17%と聞いております。これから年ごと
に過疎化が進んでいくと思われま。

県は県として、市では県と同様に、私は対策本部を設置して対応を準備していかなければ、今
後は大変な大きな問題になってくると思います。

集落の今後の重要課題としては、鳥獣害の駆除、耕作放棄地の増大、生活道路の維持管理、災
害の発生、交通手段の確保、医療等、大きな問題が、解決しなければならない問題がたくさんあ
ります。

また、行政の責任として、各集落の機能を低下させないように指導していくことが、私は重要
であると思います。市として対策本部を設置し、対応をしていくかどうか、市長にお尋ねをいた
します。特に、限界集落については、本当に後から私も資料で、また再質問をしますが、大きな
問題になると思います。

特に、農地の維持管理、それから井路の草刈りの維持管理、公民館や神社、寺院等の清掃や草
刈り・維持管理、それから農道・市道・林道の維持管理等、いろいろな問題があります。農業関
係についても大きな問題となってくると思われま。

そういうことで、早急に私は、私個人としては、対策本部を設置して対応しなければ、5年以
内に大きな問題に、5年もたてば大変な問題になってくると思いますので、その点をお尋ねしま
す。

それから、3点目ですが、グリーン・ツーリズムの推進についてということですが、これは、グリーン・ツーリズムというのは、御承知のように、農山漁村に長く滞在し、農林漁業の体験やその地域の自然文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅ということになっております。

我が庄内町でも、グリーン・ツーリズムを推進するために、平成17年11月1日に、庄内町グリーン・ツーリズム研究会を発足させています。また、国の構造改善特別区域の指定も受けております。現在、農家民宿として3戸が活動しています。

当市は、大分市、別府市と隣接し、豊かな農産物、棚田や湧水、多くの温泉や文化財、多くの農村資源、自然・文化財に恵まれており、こうした資源と農業を融合させることにより、農林漁業のアグリビジネスを創造することが可能であると考えます。

まだまだ少しの取り組みであり、今後は市の農業施策の1項として、農業振興を図るため、積極的に私はグリーン・ツーリズムに取り組むべきと思います。

グリーン・ツーリズムの3つのコンセプトについて申し上げますと、都市住民、これはゆとりある余暇活動、子どもの貴重な自然文化の体験、学習会などです。

2点目は、農村住民、農山漁村の社会的、経済的の活性化。3点目は、農村環境、農村の自然景観、生活文化などの環境保全であります。

市では、グリーン・ツーリズムは、今まで、各振興局に任せており、新年度より、農政課の中に担当を配置したと聞いております。

私は、このグリーン・ツーリズムは、本当に専門的な知識を持った職員を配置するならば、このグリーン・ツーリズムの振興に、農業振興の中に大きくクローズアップされてくるのではなかろうかと思っております。

市としても、積極的に、このグリーン・ツーリズムを対応していただきたいと思っております。農家の意識改革ということが、まず、一番大事であろうかと思っております。その中で、私は提言を申し上げますが、庄内町の阿蘇野地区が最適ではないかと思っております。

その阿蘇野地区の中で、高津原・影ノ木部落が、両地区合わせて50戸ぐらいありますが、その中で、モデルを5戸ぐらいつくり、その5戸を中心に、グリーン・ツーリズムを指導・推進していくという体制をつくれれば、私は、今まで以上に、その推進が図れるのではなかろうかと思っております。

そういうことで、非常にグリーン・ツーリズムと一言に言っても、なかなか範囲が広いようでございますけども、市の対応についてお尋ねをしたいと思っております。

以下、質問については自席で質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 23番、山村博司議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の防災対策についての御質問でございますが、まず、消防署の建物の老朽化による建てかえでございます。昭和50年に建設されて33年が経過しております。現在、県内の消防本部では、国・県が推進しております、消防本部の広域化、消防救急無線のデジタル化等について協議をしておりますので、その状況を見極めながら検討してまいらねばならないと考えております。

次に、防火水槽の設置についてでございますが、合併前に挾間、庄内、湯布院の3町が、それぞれの実情に応じ、独自の実施方式で設置をしております。現在、挾間町129基、庄内町62基、湯布院町82基が設置されております。

防火水槽の設置数が少なく、1年に1基ではなく、3基ぐらいの設置をしてほしいとの御質問でございますが、用水の不便なところもあることは、私も十分承知をしております。これで十分とは考えておりませんが、用地の提供、水利、維持管理等、地域にかなりの負担がかかってまいりますので、今後のこの整備につきましては、地区からの要望に基づいて、水利、集落状況等を勘案して設置してまいりたいと考えております。

次に、女性及びOB消防の結成についての御質問でございますが、消防団の各方面隊は、これまでの火災や自然災害に対しまして、発生時には、消防本部と連携を密にし、昼夜を問わず献身的な消防・防災活動を行い、被害軽減に大きく寄与してまいりました。しかしながら、議員御指摘のように消防団員は減少し、市外へ勤務するサラリーマン団員が増加しております。昼間の火災に対し、消防力の低下が危惧されております。このような状況を解消するため、今後、緊急時の出動態勢の見直しや機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、昼間の消防力の低下に対応するため、経験豊富な消防団OBの皆様に、機能別消防団員になっていただくという制度の導入について、現在、消防団とも協議を行っているところでございます。今後も、引き続き協議を継続してまいりたいと考えております。

次に、2点目、限界集落についての御質問でございますが、集落機能の著しい低下、ひいては消滅は、そこに暮らす人たちの生活はもちろんのこと、国土の保全や水源の涵養等、さまざまな影響が懸念されることから、大変重大な課題であると考えております。

現在、市内の150自治区中5自治区で65歳以上が50%以上となっておりますが、既に40以上の自治区で65歳以上が40%を超えている。年々増加していくと思われま。

御質問にございますように、大分県においては、知事を本部長とする大分県小規模集落対策本部が、4月23日に設置され、第1回対策会議が開催されました。県内の自治体は同様の課題を抱えており、極めて厳しい行政課題に直面しております。

また、少子高齢化等社会環境の変化に伴い、従来のインフラ整備を中心とした過疎対策では、この問題を抑制することは困難な状況になっております。そういったことから、まず、小規模集

落の現状をきめ細やかな実態調査と分析を行い、それぞれの地域の実情に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

この問題に関しては、非常にデリケートな住民感情がありますので、住民の方々御自身が、みずからの課題としてとらえていただき、市との強力なパートナーシップを形成して、コミュニケーションを大切にしながら対応を進めていくことが重要であろうかと思っております。

いずれにいたしましても、各課が個別に対応しても根本的な解決にはなりませんし、また、市のみでの取り組みでも不十分と思っております。対策本部という名称は別にいたしましても、市民皆さんが共通の課題としてとらえていただき、実効性のある体制づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、3点目のグリーン・ツーリズムの推進についての御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、グリーン・ツーリズムは、農山漁村に滞在して、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れたり、地元の人々との交流を楽しむ旅ということでございます。

由布市内におきましては、農家民泊を行っている農家は、庄内地域に3軒ございます。グリーン・ツーリズムの定義にありますように、都市の人々が農村を訪れて農業の体験をしたり、自然・文化に触れて楽しんでいただくという点では、庄内地域にありますナシの観光農園、湯布院地域での牛喰い絶叫大会を初めとするイベントや、挾間地域の陣屋の村が管理する市民農園もグリーン・ツーリズムの一つであり、多くの人が訪れ体験することにより、農業や農村のよさというものを感じていただいていることと思っております。

また、中山間地域直接支払い交付金事業の活動で、都市住民との農業体験交流を行っている組織もふえております。

このような状況の中、グリーン・ツーリズムの推進についてでございますが、農村地域に住む我々住民自身が田舎のよさや自然の豊かさに満足感を感じ、自然に親しむ喜びを都会に住む人々にも分けてあげようという精神が必要ではないかと思っております。

また、由布市を訪れる人々に由布市民としてのおもてなしの心を持って対応し、一次的で終わらない交流を続けていくことが、今後の発展につながると思っております。

このようなことを念頭に、市民の協働による由布市のすばらしさを盛り込んだグリーン・ツーリズムを観光や商工、農業団体、農業者等と連携して推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） まず、1点目の防火対策について質問をいたします。

私は、先ほどの中でも申し上げましたが、平成16年、17年のときに、消防議員として2年間、挾間の本署に会議にたびたび出ました。あの中で、本当あの狭い部屋で会議をして、本当に、

もうみんなが、普通の執行部の方も座るのがやっただというようなところで、私は消防本部が会議をされておるといふことに対して、非常に不快感を感じておりました。

そういうことを考えて、やはり過疎計画等でもありましようし、先ほど市長の説明では、消防本部の広域化、デジタル化に伴って検討をしていくということでございます。

まあ過疎計画にも私はあると思いますが、消防司令にお尋ねしますけど、過疎計画では、一応、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（三重野精二君） 消防長職務代理者。

○消防長職務代理者（浦田 政秀君） 消防長職務代理者でございます。23番、山村博司議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、現在の消防本部につきましては非常に狭くてなっておりますが、御存じのように、昭和50年4月に、大分地域消防組合消防本部を発足以来、今日まで長年にわたり、市民の安全・安心を第一に、消防救急業務を行っております。

発足当時から消防資機材の整備や消防職員の増加によりまして、それぞれの所々が手狭になっております。このようなことを考慮いたしまして、地域内での適正配置等を視野に入れまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） はい、わかりました。

それで、防火水槽についてお尋ねしますが、挾間、庄内、湯布院、特に私は庄内が62基ということで、設置数が消火栓の関係もありましようけれども、少ないんじゃないかと思うんですが、市長の説明では、用水不備等もあるけれども、いわゆるそこに住む方の維持管理等についても難しいけれども、地元からの要望がなければ、なかなかできないんだということでございますが、過疎計画を調べてみますと、平成17年から1基ずつ、防火水槽を設置する計画になっております。この点について、平成17年からどのようであったのかお尋ねをいたします。

○議長（三重野精二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐藤 和明君） 防災安全課長です。山村議員の質問にお答えをいたします。

過疎計画は17年から毎年1基ということで上がっておりますが、これ、あくまでも計画でありまして、地域からの要望で設置するということでもありますので、今、17年から今回まで要望がありません。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 私はちょっと納得がいかないのは、それは、地域から要望がないからやらないということは、私はちょっと下賤のじゃないかと。やはり、そういう水の少ない

ところ、ここには設置した方がいいんじゃないかというところがあると思います。まあ、調べてみますと400万円ぐらいかかる、1基に400万円ということではありますが、私はそういう後手後手じゃなくて、やはり庄内地域には、例えば、中尾とか柿原とか、ああいうような家の多いところに、密集地にも全然、防火水槽がないわけです、うちの地域は4基ありますけれども。

まあ、そういうことを考えたときに、やはり行政の立場として、私はそういうところに、もう何カ所も言う必要はありませんけれども、例えば、庄内、挾間、湯布院とあろうと思います。そういうようなおたくの立場からどうだろうかというように持ちかけをして、指導・対応をしていくことが重要じゃないかと思いますが、課長、どう思いますか。

○議長（三重野精二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐藤 和明君） 先ほど、市長、答弁いたしましたように、用地の関係、水利の関係、あとの維持管理の関係等いろいろありまして、やはり地域から要望が上がってこんど、なかなか指導は今までしてなかったんですが、指導も必要だと思いますけど、特に、やっぱ地元の方から上がってくるのが設置の条件だというふうに思っております。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） はい、わかりました。まあ、そういうことで、いろいろ用地交渉等の土地も関係もあるかと思いますけれども、そういうことを勘案して、やはり過疎計画に1基ずつ計画しておりながら1基もやってないということに対して、私も非常に納得がいかない点がございまして、非常に平成50年の先ほど市長の説明の中に、何議員ですか、ちょっと覚えませんが、昭和50年の4月21日に大分県中部地震が発生しております。それから私のところも、大きないい水源があるんですが、その地殻の変動によって水量が、4分の1ぐらい水量が減っておるといような現象が続いておりますので、まあ、そういう水量の問題もありましょう。

まあ、そういうことでもありましようけれども、できるだけそういうことを勘案して、少しでも、財政の厳しい折でありましようけれども、設置に向けてお願いをしたいと思います。

続けて議長、いいですかね。

○議長（三重野精二君） どうぞ。

○議員（23番 山村 博司君） はい。それでは、2点目の「限界集落」について、私が前におらんから、ちょっとわからんけ、ちょっと市長にも見せますけど、これ、6月3日の西日本新聞の第1面に出ております。

これ、私がなぜ持ってきたかということ、田舎だけじゃないんです。もう北九州市において、都市部でも限界集落化が3割も進んでおるといことを書いております。それを参考に、私の地区の現状をちょっとせつかくいい機会ですから説明しますと、うちの淵5区が、集落が、住宅、淵

団地をのけて6班あります。6班で70戸で220人、その中で、いわゆる65歳以上が99人、45%。それから、ちなみに私のところの隣保班を谷角上という部落ですが18戸あります。その中で65歳以上が71人、総人口の中で28人、39.4%、非常に年々、高齢化率が高くなっております。

まあ、そういうことで、やはり県がそういう対策本部を立ち上げた。この中のメンバーにも、由布市長の名前もあります。まあ、私も、この要綱を調べてみましたが、非常にいろいろなことを、もう県も懸念をされておるということで、大分県小規模集落対策本部設置要綱というのを立ち上げております。

こういう中を見ても、やはり私は、県が設置をしたからということだけじゃなくて、やはり集落の機能低下を陥らないようにするためには、行政の立場として、やはりこの小規模集落をもう守っていくという体制をつくっていただきたいと思うんですが、市長、どう思いますか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど答弁を申し上げたとおりでありますけれども、もうこれから年ごとに、年齢の構成は高くなってくると思います。そういうことから、地域ごとの連携とかそのような連携を模索したりしていくことも大事なことではないかと思っています。

いずれにしても、今の状況の中では、そのままいけば、どの地区も限界、消滅してしまうという状況が発生すると思います。そういうことから、地域ごとの連携とか、そういうことも模索していく必要があるというふうに考えておりますし、それから、荒廃農地につきましては、都市の、あるいは事業者が農業に参加してくるというような状況も考えていかねばならないんじゃないか、まあ、そういうことも考えております。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） それでは、私の方から、市長の答弁いただきましたけれども、要望をしたいと思います。

これは、ぜひとも私は、市役所の中にプロジェクトチームをつくって、今後の対応を緊急にさせていただきだと思っておりますので、お願いを申し上げたいと思います。

それでは、続きまして3点目のグリーン・ツーリズム事業の推進についてでございますが、私が、先ほど当初、説明申し上げましたように、庄内町では3戸の農家が、方がグリーン・ツーリズムに対応しております。

現在では、中山間地直接支払制度等がありまして、非常にそういう中山間の事業に対応して、農村と都市の交流等がだんだん進んでおります。これは大変いいことであると思いますが、私が心配するのは、先ほど申し上げましたように、農政課の中に、やはり専門の知識を持った方を私はそういう対応していくために置くべきじゃないかと思うんですが、この点についてどうでし

ようか、お尋ねします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今現在、庄内地域でグリーン・ツーリズムというか、農家民泊を3戸の方がやられておるということであります。

これ、こういうグリーン・ツーリズムは物すごく大事なことだと思いますけれども、今の職員の状況の中で、専門的に専門家を置いてやるというのは、非常に困難な状況であります。

しかしながら、その職員の、うちの職員、今ある職員に研修をさせながら、その取り組みをさせていくということには十分できると考えております。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） それでは、最後になりましたけれども、今、市長が言われたように、このグリーン・ツーリズムちゅのは、本当に私も難しいと思います。それはわかっております。

その中で、やはり職員については、今、お答えをいただきましたけれども、やはり研修・研さんをして、専門的な研修にどんどん行っていただいて、やはりそういう候補地が、いい候補地があるんですから、それを目指していただきたいと思いますが、1点だけ、農政課長さんにお尋ねをいたします。

私は、先ほど言いましたように、阿蘇野・高津原影ノ木地区が50戸ぐらいあるんですが、その中で進めるために、モデルのそういう農家を指定して、それを核にグリーン・ツーリズムの事業を推進していくという考え方はどうでしょうか、課長にお尋ねをいたします。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。現在、阿蘇野地域で農家民泊をされている方があるというふうに聞いております。で、現状といたしましては、その方は既に宿泊客室レベルというか、客の過ごす空間を整備をされているというふうに聞いているんですが、一般農家の方が、いきなりその農家民泊にするのは、自分たちの共有部分とお客さんが共有する部分との区分がどうしても必要になってくるというようなこともございますので、どうしても農家民泊となると、受け皿の方が非常に重要になってくると思いますので、議員さんのおっしゃっている地域の方とも相談をしながら、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） ちょっとそれでは、私は資料を持っておりますので、ちょっと1点だけ説明をいたします。

兵庫県の八千代町というところですが、ここはグリーン・ツーリズムを真剣に、平成2年から取り組んでおります。その内容が、滞在型市民農園、宿泊交流施設、加工体験施設の整備、農林漁

業体験ツアーの受け入れ、地元住民との交流会の開催、空き家情報の提供、こういうふうにも多種多様にわたって取り組んでおられます。

で、効果として、農林業体験ツアーによる受け入れをやっております。年間31万あるそうです。神戸市、大阪市などの都市近郊でありますので、そこからの方が中心と言われております。

町外からの移住者が286人、それから、都市農村の交流によります経済効果が7.7億円、これは町内に直接消費された金額です。それから、波及効果が12億円ということでありまして、まだまだ由布市においては、未開発地がかなりありますので、農政課が、まあ課長も大変と思えますけれども、こういう事業を中心にどんどん進めて、農家の懐具合がよくなるように、やはり知恵を絞ってやっていただきたいと思えます。

以上で、私の3点の質問を終わります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） これで、本日の一般質問はすべて終了しました。

なお、次回の本会議は明日10日午前10時より、本日に引き続き一般質問を行います。

また、6月11日の議案質疑における発言通告書の提出締め切りは、明日10日の正午までとなっておりますので、よろしくお願いをします。

本日はこれにて散会します。御苦勞さまでございました。

午後4時10分散会
